

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年6月29日
【事業年度】	第30期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	株式会社ウイルテック
【英訳名】	WILLTEC Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮城 力
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区東三国四丁目3番1号
【電話番号】	(06)6399 - 9088
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 渡邊 剛
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区東三国四丁目3番1号
【電話番号】	(06)6399 - 9088
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 渡邊 剛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (百万円)	20,001	22,899	24,800	25,277	29,971
経常利益 (百万円)	994	939	1,175	1,248	648
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	746	649	765	780	292
包括利益 (百万円)	746	648	763	779	292
純資産額 (百万円)	4,099	4,679	6,225	6,877	6,830
総資産額 (百万円)	9,099	9,711	11,011	12,291	11,809
1株当たり純資産額 (円)	799.87	913.13	1,027.63	1,096.79	1,090.90
1株当たり当期純利益 (円)	156.76	126.76	146.14	125.56	46.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	138.53	122.51	45.50
自己資本比率 (%)	45.1	48.2	56.5	56.0	57.8
自己資本利益率 (%)	20.1	14.8	14.0	11.9	4.3
株価収益率 (倍)	-	-	4.1	9.1	16.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	815	655	643	1,373	167
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	252	200	153	1,531	148
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	66	214	409	108	929
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	2,964	3,204	4,103	4,054	3,148
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	2,698 (1,509)	3,385 (1,366)	3,827 (1,139)	4,246 (1,019)	4,481 (1,086)

(注) 1. 第26期及び第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。また、第28期は、当社株式が2020年3月6日に東京証券取引所市場第二部に上場したため、新規上場日から連結会計年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2. 第26期及び第27期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(有期雇用の契約社員、パート社員、嘱託社員及び外国人実習生を含む。)は、年間の平均での人員を()外数で記載しております。

4. 当社は、2019年9月19日開催の取締役会決議により、2019年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

6. 当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第29期以前についても、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (百万円)	11,427	16,022	17,546	17,174	18,678
経常利益 (百万円)	499	626	1,015	1,010	374
当期純利益 (百万円)	458	429	686	634	212
資本金 (百万円)	98	98	98	126	136
発行済株式総数 (株)	1,211,700	1,211,700	6,058,500	6,271,000	6,341,000
純資産額 (百万円)	2,479	2,842	4,310	4,817	4,689
総資産額 (百万円)	5,687	6,694	7,686	9,259	8,684
1株当たり純資産額 (円)	483.90	554.57	711.54	768.30	749.04
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	71.00 (35.00)	140.00 (30.00)	141.00 (121.00)	38.00 (10.00)	38.00 (10.00)
1株当たり当期純利益 (円)	96.23	83.87	131.04	102.13	34.00
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	124.22	99.65	33.06
自己資本比率 (%)	43.6	42.5	56.1	52.0	54.0
自己資本利益率 (%)	20.5	16.2	19.2	13.9	4.5
株価収益率 (倍)	-	-	4.6	11.2	23.1
配当性向 (%)	14.8	33.4	33.7	37.2	111.8
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	2,040 (1,179)	2,865 (1,120)	3,147 (912)	3,222 (799)	3,397 (885)
株主総利回り (比較指標：東証第二部株 価指数) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	195.0 (144.0)	142.1 (140.0)
最高株価 (円)	-	-	1,230	1,220	1,832
最低株価 (円)	-	-	601	512	681

- (注) 1. 第26期及び第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。また、第28期は、当社株式が2020年3月6日に東京証券取引所市場第二部に上場したため、新規上場日から事業年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 第26期及び第27期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。
3. 第26期から第28期までの株主総利回り及び比較指標については、当社株式が2020年3月6日に東京証券取引所市場第二部に上場したため、記載しておりません。
4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。なお、2020年3月6日をもって東京証券取引所市場第二部に上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(有期雇用の契約社員、パート社員、嘱託社員及び外国人実習生を含む。)は、年間の平均での人員を()外数で記載しております。

6. 当社は、2019年9月19日開催の取締役会決議により、2019年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 第28期の1株当たり配当額141円は、中間配当額121円と期末配当額20円の合計となります。2019年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますので、中間配当額121円は株式分割前の配当額（株式分割を考慮した場合の中間配当額は24.2円）、期末配当額20円は、株式分割後の配当額となります。（株式分割を考慮した場合の1株当たり年間配当額は44.2円となります。）
8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第29期以前についても、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

2【沿革】

- 1992年4月 株式会社アイピーエヌを大阪府門真市に設立。製造請負事業を開始
- 2003年4月 株式会社アイピーエヌが株式会社ジャパングリエイト関西に商号を変更
- 2003年8月 株式会社ジャパングリエイト関西が一般労働者派遣事業・有料職業紹介事業の許可を取得し、労働者派遣事業を開始
- 2004年3月 株式会社ジャパングリエイト関西が製造派遣事業を開始
- 2004年5月 外国人技能実習生の受入を目的として、大阪市淀川区に電子・機械部品製造事業協同組合を設立（現持分法適用関連会社）
- 2004年10月 株式会社ジャパングリエイト関西が株式会社ウイルテックに商号を変更
- 2004年10月 関東地方での事業拡大を目的として、株式会社ウイルテックが株式会社エフオーエスの全株式を取得し、子会社化
- 2004年10月 管理業務の内製化を目的として、株式会社ウイルテックが株式会社ジェイシーアイ（現株式会社ウイルハーツ）の全株式を取得し、子会社化（現連結子会社）。障がい者支援事業を開始
- 2005年1月 中国での事業展開を目的として、株式会社ウイルテックが威璐特上海商務諮詢有限公司を中国上海市に設立
- 2005年3月 株式会社エフオーエスが大阪市淀川区に本社を移転
- 2005年3月 技術者派遣事業への進出を目的として、株式会社ウイルテックが株式会社ワット・コンサルティングの全株式を取得し、子会社化（現連結子会社）。技術者派遣事業を開始
- 2005年6月 株式会社ワット・コンサルティングが大阪市淀川区に本社を移転
- 2005年7月 九州地区における製造請負・製造派遣事業の強化を目的として、株式会社ウイルテックが株式会社ウイルテック九州を福岡市博多区に設立
- 2006年3月 会社としての環境配慮姿勢を鮮明にすることを目的として、株式会社ウイルテックがISO14001認証を取得
- 2007年6月 株式会社ジェイシーアイが株式会社ウイルハーツに商号を変更
- 2007年8月 事業整理を目的として、威璐特上海商務諮詢有限公司を株式会社ボスコインターナショナルに売却
- 2008年5月 事業整理を目的として、株式会社ウイルテックが株式会社ウイルを会社分割により大阪市北区に設立
- 2009年4月 経営管理効率の向上を目的として、株式会社ウイルテックが株式会社エフオーエスを吸収合併
- 2009年4月 第一次産業への進出を目的として、株式会社ウイルテックが株式会社宮崎ウイルファームを設立。畜産事業を開始
- 2009年7月 株式会社ワット・コンサルティングが東京都中央区に本社を移転
- 2009年11月 事業整理を目的として、株式会社ウイルの一般派遣事業を株式会社ワット・コンサルティングへ事業譲渡
- 2009年11月 事業整理を目的として、株式会社ウイルを解散
- 2011年4月 株式会社ウイルテックが大阪市淀川区に本社を移転
- 2012年4月 株式会社ウイルハーツが大阪市淀川区に本社を移転
- 2012年4月 株式会社ウイルテックにて修理サービス事業を開始
- 2013年4月 技術者の育成を目的として、株式会社ワット・コンサルティングが東京都中央区に東京研修センターを開設
- 2013年10月 経営管理効率の向上を目的として、株式会社ウイルテックが株式会社ウイルテック九州を吸収合併
- 2014年5月 電子・機械部品製造事業協同組合が大阪府門真市に主たる事業所を移転
- 2014年10月 受託製造事業への進出を目的として、株式会社ウイルテックがパナソニックデバイス販売テクノ株式会社（現デバイス販売テクノ株式会社）の全株式を取得し、子会社化（現連結子会社）。受託製造事業及び電子部品卸売事業を開始
- 2014年10月 パナソニックデバイス販売テクノ株式会社がデバイス販売テクノ株式会社に商号を変更
- 2015年12月 株式会社ウイルテックがハノイオフィスベトナム・ハノイ市に開設
- 2016年6月 株式会社ウイルテックがミャンマー国立タウンジー技術大学にて日本語教育講座を開講し、海外事業を開始
- 2018年2月 ベトナムにおける海外事業の強化を目的として、株式会社ウイルテックがWILLTEC VIETNAM Co., Ltd.を設立（現連結子会社）
- 2018年4月 経営効率の向上を目的として、株式会社ウイルテックが株式会社ワット・コンサルティングの機電系技術者派遣事業を事業譲受
- 2018年4月 株式会社ウイルテックが製造事業における品質の向上を目的として、ISO9001認証を取得

- 2018年 6月 ミャンマーにおける海外事業の強化を目的として、株式会社ウイルテックがWILLTEC MYANMAR Co., Ltd.を設立（現連結子会社）
- 2018年 6月 技術者の育成を目的として、株式会社ウイルテックが大阪府豊中市に大阪研修センターを開設
- 2019年 3月 技術者の育成を目的として、株式会社ワット・コンサルティングが福岡市博多区に福岡研修センターを開設
- 2019年 7月 人材の育成を目的として、株式会社ウイルテックが大阪市北区に大阪キャリア開発センターを開設
- 2020年 3月 東京証券取引所市場第二部に株式を上場
- 2020年 6月 株式会社サザンプランをグループ会社化(連結子会社)
- 2020年10月 技術者の育成を目的として、株式会社ワット・コンサルティングが大阪市西区に大阪研修センターを開設
- 2020年12月 株式会社パートナーをグループ会社化(連結子会社)
- 2021年 3月 株式会社宮崎ウイルファームを清算
- 2021年 7月 企業と海外エンジニアをつなぐマッチングサイト「RISE for」の運用を開始
- 2021年12月 人材育成を目的として、株式会社ウイルテックが大阪市住之江区に住之江トレーニングセンターを開設
- 2022年 3月 株式会社ウイルテックの株式が貸借銘柄に選定される
- 2022年 4月 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第二部からスタンダード市場に移行

3【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社ウイルテック）、連結子会社7社及び持分法適用関連会社1社により構成されており、「マニファクチャリングサポート事業」「コンストラクションサポート事業」「ITサポート事業」及び「EMS事業」等を営んでおります。マニファクチャリングサポート事業では、製造請負・製造派遣事業、機電系技術者派遣事業及び修理サービス事業を営んでおります。コンストラクションサポート事業では、建設系技術者派遣事業及び請負・受託事業を営んでおります。ITサポート事業では、システム開発事業及びIT技術者派遣事業を営んでおります。EMS事業では、受託製造事業及び電子部品卸売事業を営んでおります。その他としては、障がい者支援事業、海外事業及び中古A機器の購入・修理・販売サービス事業を営んでおります。

当社グループの各事業の内容は次のとおりであります。

なお、次の事業の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) マニファクチャリングサポート事業

マニファクチャリングサポート事業は以下の3つの事業により構成されており、すべて当社（株式会社ウイルテック）の営む事業であります。

製造請負・製造派遣事業

製造請負とは、メーカーを顧客として、一般的に顧客の工場等の一部を借受け、事業所を設置し、顧客と契約した物を製造する事業であります。製造業務を請け負う会社を請負会社、物の製造を依頼する会社を発注者、請負事業に従事する者を請負労働者と呼びます。請負労働者は、請負会社と雇用契約を結び、指揮命令も請負会社から受けます。発注者より指揮命令を受けない点が、製造派遣との大きな違いとなっております。製造請負は労働者派遣事業には該当しないため、労働者派遣法（注）の適用対象外となります。請け負う業務の範囲は、物の溶接、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等と幅広く、製造物も電子部品、民生用電気製品、産業用機械製品など多岐に渡ります。

製造派遣とは、人材派遣会社に登録している者を、取引先の事業所へ派遣し、派遣先の担当者の指揮命令のもとで労働サービスを提供する労働者派遣事業の一形態であります。メーカーを顧客として、雇用契約を結んだ派遣労働者を顧客の工場等へ派遣し、物の製造等の業務に従事させ、労働サービスを提供する事業を行っております。物の製造の業務は、製造請負と同じく、物の溶接、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等と幅広く、派遣先も電子部品、電気製品の製造ラインなど業種を問わず多種多様であります。事業の特徴として、派遣労働者は派遣元と雇用契約を結びますが、派遣労働者に指揮命令をするのは派遣先である点が挙げられます。当該事業は、2004年3月の労働者派遣法改正で解禁された派遣の形態であり、労働者派遣法の適用を受け、派遣労働者を保護するために様々な取り組みをする義務があります。

（注）労働者派遣法の正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」であり、派遣労働者の保護を目的とした法律であります。

機電系技術者派遣事業

人材派遣会社に登録している者を、取引先の事業所へ派遣し、派遣先の担当者の指揮命令の下で労働サービスを提供する労働者派遣事業の一形態であります。主にエレクトロニクス・機械等の設計・開発に秀でた技術を持つ人材を派遣し、労働サービスを提供する事業を行っております。産業機械・装置メーカー、民生機器メーカー等を顧客として、機械、電気・電子、組込・制御等の開発、設計技術を提供します。技術者のことを、技能社員やエンジニアと呼ぶこともあります。当該事業は、労働者派遣法の適用を受け、派遣労働者を保護するために様々な取り組みをする義務があります。

修理サービス事業

破損し、不具合の発生した製造物を補修・修理するサービス業態であります。法人、個人を顧客として、主に太陽光発電システムの電源設備や業務用電気機器・設備の訪問修理事業を行っております。なお、当該事業の一部の修理サービス等については、労働者派遣法の適用を受け、派遣労働者を保護するために様々な取り組みをする義務があります。

(2) コンストラクションサポート事業

コンストラクションサポート事業は、連結子会社である株式会社ワット・コンサルティングの営む事業であります。

建設系技術者派遣事業

主に建設系技術者の派遣事業及び建設系技術者の職業紹介事業を行っております。無期雇用の建設技術者及び派遣登録している技術者を取引先の事業所へ派遣し、派遣先の担当者の指揮命令のもとで技術サービスを提供する、労働者派遣事業の一形態であります。ゼネコン、サブコンなどの建設企業を顧客として、建築・設備・土木の研修を受講した未経験の人材と、建築・土木・設備等の施工管理や設計関連での技術を持つ人材を派遣し、技術サービスを提供する事業を行っております。また、技術者のキャリアサポートの一環として、建設関連企業を顧客として、同じ人材リソースでの職業紹介事業も行っております。当該事業は、労働者派遣法の適用を受け、派遣労働者を保護するために様々な取り組みをする義務があります。

請負・受託事業

ゼネコン、サブコンなどの建設企業を顧客として、主にホテルや商業施設等などのリニューアル工事における、施設やテナントの電気設備工事の請負・受託を行っております。

(3) ITサポート事業

ITサポート事業は、連結子会社である株式会社パートナーの営む事業であります。ITトータルソリューションサービス企業として、業界、業種、規模を問わず、ITシステムの設計・開発・保守まで一貫したサポートを行っております。また、多様なプラットフォームやプログラミング言語に対応したシステムエンジニア、プログラマー、インフラエンジニア等IT技術に特化した人材を派遣し、労働サービスを提供する事業を行っております。当該事業は、労働者派遣法の適用を受け、派遣労働者を保護するために様々な取り組みをする義務があります。

(4) EMS事業

EMS事業は以下の2つの事業により構成されており、すべて連結子会社であるデバイス販売テクノ株式会社の営む事業であります。

受託製造事業

電子機器等の受託生産を行う事業であります。主として、電気機械等に用いられるプリント基板の設計から実装工程等、多品種小ロットの製造受託を特徴とし、生産活動を行っております。

電子部品卸売事業

生活家電などの民生品を製造する電機メーカー、機械・装置といった産業機械を製造する電機メーカーなどに対して、電子部品メーカーより購入した電子部品を販売する事業であります。流通業の一つであり、これを営む会社は電子部品商社とも呼ばれます。

(5) その他

障がい者支援事業

障がい者支援事業は、連結子会社である株式会社ウイルハーツの営む事業であります。「障害者の雇用の促進等に関する法律」上の特例子会社として認定を受けており、雇用促進を図るための事業を展開しております。現在は印刷事業、Web制作事業及びシェアードサービス事業を行っております。障がい者には様々な人がおり、それぞれに得意不得意が異なりますので、一律に作業の効率化や生産性の向上を求めるのではなく、その特性にあった仕事で生き生きと活躍できる環境づくりに努めております。

海外事業

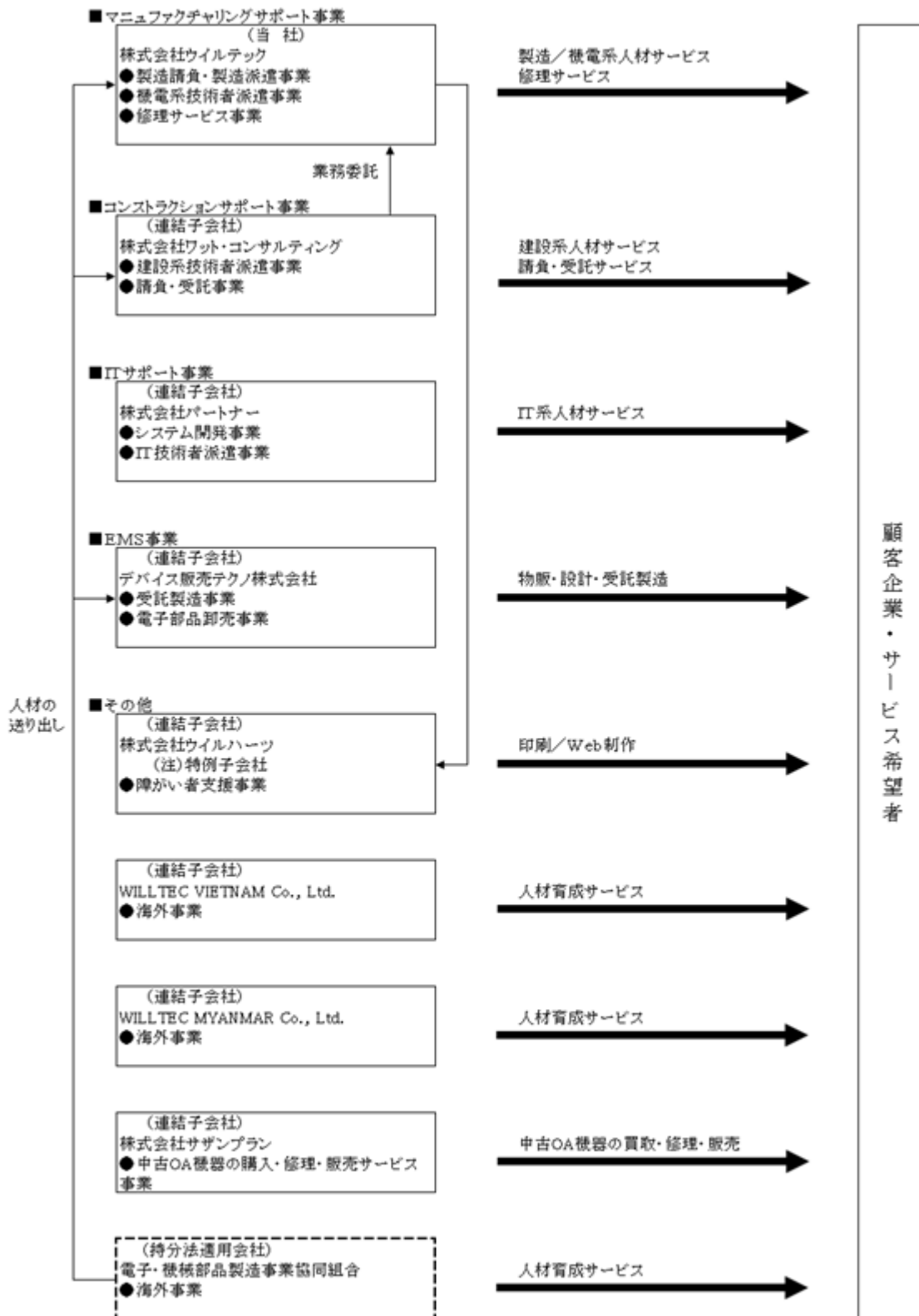
連結子会社WILLTEC VIETNAM Co., Ltd.、WILLTEC MYANMAR Co., Ltd.はそれぞれベトナム、ミャンマーにおいて人材コンサルティング事業と教育コンサルティング事業を営んでおります。ベトナムのハノイ工科大学、ミャンマーのタウンジー工科大学と提携し、海外の優秀な技術者を確保・育成できるネットワークを有していることが事業の特徴であると考えております。

電子・機械部品製造事業協同組合は、外国人技能実習生の受入・教育事業を行っております。一次受入機関としての役割を担っており、当社グループが様々な国から技能実習生を受け入れるために必要不可欠であります。事業内容は、外国人技能実習生に日本語教育や生活習慣の講習を受講させ、当社グループに送り出すことであり、一次受入機関と受入企業が同じ企業グループであるということが、外国人技能実習生の安心感につながり、人材の確保・育成に寄与しております。

中古 A機器の購入・修理・販売サービス事業

中古 A機器の購入・修理・販売サービス事業は、連結子会社である株式会社サザンプランの営む事業であります。主にビジネスホンや物流管理等に活用されるハンディターミナルを中心とした中古 A機器を仕入れ、独自の「再生技術」(修理、清掃、磨き)により、官公庁・法人及び工事店等の顧客を中心にEコマース事業を行っております。

[事業系統図]



(注) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(厚生労働省)に基づく特例子会社であります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ワット・コンサル ティング (注)3.6	東京都中央区	50	コンストラク ションサポート 事業	100.0	当社へ管理部門業務を一部 委託 役員の兼任2名
株式会社パートナー (注)3	東京都中央区	10	I T サポート 事業	100.0	当社へ管理部門業務を一部 委託 役員の兼任3名
デバイス販売テクノ株式 会社 (注)3.6	東京都大田区	98	E M S 事業	100.0	当社から資金の借入 役員の兼任2名
株式会社サザンプラン (注)3	東京都新宿区	50	その他 (O A 機器販 売事業)	100.0	当社へ管理部門業務を一部 委託 役員の兼任1名
株式会社ウイルハーツ (注)3	大阪市淀川区	10	その他 (障がい者支援 事業)	100.0	当社へ管理部門業務を一部 委託 当社から印刷物の作成等を 一部受託 役員の兼任1名
WILLTEC VIETNAM Co., Ltd. (注)3	ベトナム国ハノ イ市	千ドン 5,992,081	その他 (海外事業)	100.0	海外人材の育成及び当社へ の紹介 役員の兼任1名
WILLTEC MYANMAR Co., Ltd. (注)3.4	ミャンマー国ヤ ンゴン市	千米ドル 270	その他 (海外事業)	100.0 (1.0)	海外人材の育成及び当社へ の紹介
(持分法適用関連会社) 電子・機械部品製造事業 協同組合 (注)4.5	大阪府門真市	1	その他 (海外事業)	25.0 (16.7)	当社へ外国人技能実習生の 送り出し 役員の兼任2名

- (注)1.「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2.有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
3.特定子会社に該当しております。
4.議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
5.電子・機械部品製造事業協同組合への出資比率については、出資口数の比率ではなく、中小企業等協同組
合法の定めに基づいた議決権比率を記載しております。

6. デバイス販売テクノ株式会社及び株式会社ワット・コンサルティングにつきましては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

	主要な損益情報等（百万円）				
	売上高	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
デバイス販売テクノ株式会社	4,111	121	79	1,456	2,436
株式会社ワット・コンサルティング	3,978	249	175	1,236	1,764

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
マニュファクチャリングサポート事業	3,338 (884)
コンストラクションサポート事業	615 (129)
ITサポート事業	297 (29)
EMS事業	88 (20)
報告セグメント計	4,338 (1,061)
その他	84 (23)
全社(共通)	59 (1)
合計	4,481 (1,086)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(有期雇用の契約社員、パート社員、嘱託社員及び外国人実習生を含む。)は、年間の平均での人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,397 (885)	38.6	4.2	3,400,428

セグメントの名称	従業員数(人)
マニュファクチャリングサポート事業	3,338 (884)
全社(共通)	59 (1)
合計	3,397 (885)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(有期雇用の契約社員、パート社員、嘱託社員及び外国人実習生を含む。)は、年間の平均での人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいては、当社のみ労働組合が結成されており、当社以外の会社では労働組合は結成されておられません。いずれの会社においても、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営理念、グループスローガン及び経営方針

経営理念

当社グループは、以下の文章をグループ経営理念として掲げております。

私たちは「人との出会い」を大切に、
共に過ごす時間の中で、共に学び、共に成長しながら
豊かな社会の創造に邁進し、
「笑顔が溢れる社会づくり」に貢献する。

グループスローガン

当社グループは「Rise for it」というグループスローガンの下、これまで主として製造請負・製造派遣事業、技術者派遣事業といったモノづくりに関わる労働サービスの提供を行い、また、ITサポート事業、受託製造事業、電子部品卸売業、修理サービス事業といったメーカー等の顧客支援事業へも進出してまいりました。

このグループスローガンには、人々の毎日がより豊かなものとなるように、「モノづくりを支援する会社」として地球環境、お客様、従業員など、さまざまな「it」を向上させられる存在でありたいという思いが込められております。

経営方針

当社グループは、以下の文章をグループ経営方針として掲げております。

千変万化

私たちは変化し続ける社会環境に対して
常に新たな挑戦を行い、お客様に感動を与える事を
使命として活動し続ける

(2) 経営戦略

当社グループは、2022年3月期から2025年3月期までの4か年を計画期間とする以下の中期経営計画を策定し、その実現と新たな企業価値創造に取り組んでおります。

『2022-2025中期経営計画』

基本方針

「事業規模の拡大」「新たな技術の取り込み」「高付加価値化による収益性向上」「成長を支える財務戦略」

成長戦略

1. 効率的な営業拠点の拡大

既存拠点の機能をコンパクト化しつつ拠点統合を進めるとともに、グループ拠点を相互活用しながら効率的に未進出エリア、戦略的エリアに対しエリア拡大を推進。

2. スマートものづくりの推進

賃借型工場による汎用性のある生産体制提案やロボット導入による自動化オペレーション提案など、市場や顧客ニーズに臨機応変に対応できるものづくり体制を推進。

3. サービス事業の拡大

修理サービス事業で培ってきたノウハウを活かし、今後ますますニーズが高まるエネルギー周辺事業やリサイクル関連事業をターゲットとして事業拡大を目指す。

4. 高度人材教育の拡充

企業Bによる実践的な教育を強化するとともに、これらの教育ノウハウをコンテンツ化し、一般企業に対し教育受託サービスとして展開。

5. ASEAN地域での人材DBの拡充

海外現地での有力大学や教育機関との提携を進め、日本語及び日本文化教育を展開するとともに、日本での就職を希望する海外人材と日本企業を繋ぐサイト運営を推進。

6. M&Aの活用・推進

当社グループが保有する技術・ノウハウが活かせる新領域に進出することで各領域でのシナジーを創出し、事業ポートフォリオの整備を進めながら事業価値の向上を図る。

(3) 目標とする経営指標

当社グループは、『2022-2025中期経営計画』の実行期間を「確立した事業ポートフォリオの強化・拡張により成長を加速」させる期間と捉え、2025年3月末で売上高600億円、EBITDA40億円を目標としております。また、高付加価値サービスの提供とともに業務の効率化を図り、高収益な経営体制を確立すべく、売上高経常利益率の改善を経営上の重要課題として捉えております。

(4) 経営環境

新型コロナウイルス感染症の経済への影響については、コロナワクチン接種の促進とともに日本政府もウィズコロナ政策に舵を切り始め、国内経済ではDX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション）など新たな需要の創出により製造業の景気動向は改善傾向にありますが、一方で世界的な半導体不足が製造業界全体の回復を鈍らせ、十分な正常化までには依然として時間を要するものと予測されます。このような環境下において、当社グループの主要顧客であるIoT及び5G関連企業がDX化の進展等を背景に旺盛な需要に対応した結果、当連結会計年度は引き続き増収を確保することができました。

一方で、当社グループの主要サービスである人材アウトソーシング業界においては、少子高齢化の潮流や経済活動の回復に伴い、多くの産業で若年就業者を中心とした人材需要が急激に高まり、コロナ禍による海外人材の入国制限なども影響し、人材確保競争の激化に伴う採用コストの高騰が懸念されております。

しかしながらウィズコロナ・アフターコロナの社会において、これら経営環境及び人材需要のパラダイムシフトをチャンスと捉え、長年培ってきた海外人材事業を当社グループの強みと認識し、より積極的に採用強化を推し進め、新市場・新規顧客開拓及び利益確保に努めてまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

経営環境の変化への対応

新型コロナウイルス感染症に対しては、近時、経済活動は回復基調にあるものの、先行きについては未だ不透明であり、ウィズコロナを基本にさらなる経営基盤の強化に努めてまいります。当社グループでは、「人財」が未来を拓く原動力であり持続的な成長に繋げる資源であると考え、現在の生活や将来のキャリアプランに対する安心・充実した労働環境作りを最優先事項として制度及び財務の両面で対策を講じております。

制度面につきましては、「働き甲斐をもって働ける」体制整備を進めております。その一環として待機休業中においても一定の給与保障を行うほか、高度人材を育成するテクニカルセンターなどの拠点拡充により、従業員の新たな高度技能習得を促し、自律的成長意識の醸成と更なる定着率の向上に努めております。

また、財務面では、今後の積極的な事業展開の資金需要に備えたコミットメントラインを契約するなど、より機動的・安定的な運営が可能となるよう、財務体制の強化を進めております。

人材の確保と育成

現在、我が国では少子高齢化による労働人口の減少により、多くの産業で労働力不足が常態化しています。また、経済活動の回復とともに今後も多くの産業で人材需要が高まり、採用コストの上昇と人材確保競争が激化する状況が続くものと予想されます。

このような市場変化に対応すべく、当社グループでは業容の拡大とともに十分な人材の確保とキャリア形成を重要課題と認識し、採用システムの改善とともに、採用後も段階的、継続的にキャリアアップが可能な教育体制の強化を進めております。

人材の確保については、自社求人サイトをはじめとした多様な採用チャネルの効果的活用により、応募数の増加とエントリーから採用までの迅速化による採用機会損失の減少及び採用コスト低減に注力してまいります。加えて、当社グループが長年培ってきた「ASEAN地域での人財データベース」の拡充により、海外人材の雇用に関する体制及び環境作りを進めてまいります。

人材の育成については、採用後のフォロー体制として、資格を持ったキャリアコンサルタントによるキャリアアップサポートを充実させ、また、グループ内での職種転換を可能にするジョブポスティング制度の浸透により個々の価値観に沿った多様なキャリアプランに対応するなど、継続して最適な人材育成体制の構築と研鑽に努めてまいります。

顧客業種の拡大

2022年3月期の連結売上高構成比は、マニファクチャリングサポート事業が62.3%、コンストラクションサポート事業が13.3%、ITサポート事業が9.0%、EMS事業が13.7%であります。中核であるマニファクチャリングサポート事業においては、特定業界の景気変動による業績への影響を抑制するため、新規顧客開拓及び未進出地域へのエリア開拓に努め、また、GX（グリーントランスフォーメーション）に関連する事業強化などにより、経営の更なる安定性を高めてまいります。

また、その他主要3事業においては、コンストラクションサポート事業及びITサポート事業については、継続的に技術者の需要が見込まれることから、市場ニーズを捉えた教育プログラムを構築し、高付加価値人材の育成と積極的な営業展開を進めてまいります。EMS事業については、世界的な半導体不足に対処すべく、新規ベンダー開拓により部品等の調達力強化を図り、顧客ニーズに迅速に対応していくことで営業を強化してまいります。

今後も時代の変化に合わせ、グループ全従業員や各事業相互の有機的な連携によるグループシナジーを創出し、一層の事業基盤の強化と業績向上に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態に関する事項につき、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項は、以下の通りであります。また、必ずしもリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(特に重要と認識しているリスク)

(1) 許認可及び法的規制について

当社グループのマニファクチャリングサポート事業、コンストラクションサポート事業及びITサポート事業は、主として製造請負・製造派遣事業、技術者派遣事業にて構成されております。製造請負事業については、管轄省庁の許認可を必要とせず、製造派遣との区分が明記された「厚生労働省告示第518号（旧労働省告知第37号）」に則り、事業を運営しております。製造派遣事業及び技術者派遣事業は、労働者派遣法に準拠して厚生労働大臣からの「労働者派遣事業許可」を受けて事業を運営しております。当該許可は5年ごとの更新を行っております。

当社グループはコンプライアンスの徹底を図っており、関係法令の教育、周知に努めているため、本書提出日現在で当社グループが認識している限り、これら許認可等の継続に支障を来す要因は発生しておりませんが、万が一法令違反等が発生し、許可欠格事由に該当した場合、付された許可条件に違反した場合、労働者派遣法若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した場合（労働者派遣法第14条）には、監督官庁による許認可の取消し等の処罰により、当社グループの事業及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの許可・届出状況

会社名	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の番号	取得年月	有効期限
株式会社ウイルテック	労働者派遣事業許可	厚生労働省	派 27-180027	2003年8月	2026年7月31日
株式会社ワット・コンサルティング	労働者派遣事業許可	厚生労働省	派 13-304593	2009年11月	2022年10月31日
株式会社パートナー	労働者派遣事業許可	厚生労働省	派 13-315106	2020年12月	2023年11月30日

(2) 情報セキュリティについて

当社グループの個人情報や顧客情報は主にファイルサーバーに保管されておりますが、アクセス権限の適切な設定により閲覧者を制限することで、セキュリティを確保しております。個人情報につきましては、適切に管理するため、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、個人情報管理基本規程等に則り社内管理体制を整備しております。顧客情報につきましては、当社グループの従業員が、取引先企業の生産計画や製品の製造に関する機密情報に接する場合があります。これらの取引先情報が第三者に漏洩しないように、情報セキュリティ管理規程等に則り、従業員に適切な教育を施し、社内管理体制を整備しております。しかし、万が一これらの情報が漏洩した場合には、損害賠償等の法的責任を追及される可能性があり、当社グループの事業及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(重要と認識しているリスク)

(1) 人材投資について

当社グループは、長期的な成長を目指して経営をしており、そのための新規事業開拓に注力しております。新規事業を推進するための人材投資を先行して強化しており、短期的な財務成果より投資を優先することがあります。採用人材の多様性、育成機会を担保する等、人材投資の効果向上を図っておりますが、人材の確保や能力開発が計画通りに進まない等の場合、当社グループの事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 社員の定着について

当社グループは、製造請負・製造派遣事業、技術者派遣事業など主として人材サービスを展開しており、事業の発展のためには、当社グループへの人材の採用と定着が重要な位置を占めております。当社グループでは、Web面接を導入する等採用力向上の取組みを行い、また自社の研修センターを設け、研修を強化することで定着率の向上を図っております。しかし、労働市場の状況によっては、当社グループが必要とする人材を当社グループが計画通りに採用または定着が進まず、十分な人材を確保できない可能性があります。このような場合には、当社グループの事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 無期雇用社員について

当社グループは、法令を遵守し派遣社員の無期雇用社員化を促進しております。顧客との派遣契約や請負契約が終了した場合、無期雇用社員には職場異動等により働く場所を確保します。しかしながら、就業場所の確保ができない場合には、無期雇用社員の雇用維持費用が発生し、当社グループの事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 業界の競争激化について

当社グループが属する製造請負・製造派遣事業、技術者派遣事業は、多数の競合が存在し、またM&Aも積極的に行われる業界であります。そのため、営業面においても経営面においても事業規模の拡大を目指し、競争が激化することが予想されます。当社グループも、既存顧客のシェア拡大、新規顧客の開拓、事業計画に応じたM&Aを展開してまいります。しかしながら、競争の影響を受け、事業が想定通りに進まず、当社グループの事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 労働者派遣法等の改正について

2015年9月30日施行の改正労働者派遣法については、キャリア形成支援や教育訓練が義務付けられるとともに、雇用安定措置が明記されました。雇用の安定と、派遣事業の健全な発展へ向けての法改正と認識しており、無期雇用の派遣社員は期間制限なしでの雇用が可能となったことから、当社グループにとって事業機会が拡大するものと考えております。しかしながら、競争激化等により、当社グループの想定通りに需要が拡大せず、事業が進まない可能性があります。

(6) 製造物責任(PL)について

当社グループの製品には、製造物責任法(PL法)に基づくリスクが内在しております。製品の欠陥に起因して製品回収や損害賠償につながるリスクが現実化し、これを保険により補填できない事態が生じた場合には、当社グループの事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 取引先業種の景況による影響について

当社グループの取引先企業は、電子部品、電気機器、情報通信機器関連のメーカーが中心であり、連結売上高の約42%を占めております。当社グループは当該分野で製造請負・製造派遣のノウハウを培ってまいりましたが、現状では特定業種に売上が偏った状態となっております。取引先企業の増産減産といった生産変動に対応することで取引先企業のコスト構造をより変動費化する役割を担っているため、電子部品、電気機器、情報通信機器関連分野の景気の影響を受けやすく、これらの顧客業種の市況が悪化した場合には当社グループの売上が急激に変動する等、当社グループの事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 製造拠点の海外移転について

取引先企業であるメーカーが製造拠点を海外に移転し、国内における製造拠点が減少、あるいは生産量が減少した場合には、当社グループの事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 製造請負の請負事業者責任について

当社グループが営む製造請負事業は、取引先企業の工場構内の設備等を賃借し、事業所を設け、製品を製造する事業であります。そのため、賃借した設備の管理や製品の生産管理、在庫管理に責任を負うこととなります。当社グループは製造請負事業改善推進協議会から「製造請負優良適正事業者」の認定を受ける等製造請負事業の適正運営に努めておりますが、製造請負事業における取引先企業の設備の破損、不良品の発生等が生じた場合には、当社グループの事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 労働災害等について

当社グループが営む製造請負、製造派遣、E M Sでは、取引先企業の工場構内あるいは自社工場において当社グループの従業員が従事しております。製造派遣は法律上、人材を取引先企業に派遣し、派遣された労働者は派遣先の指揮命令等に従うこととなり、労務管理が派遣先に委ねられます。一方、製造請負は法律上、請負事業者の指揮命令等に従いますので、労働者の労務管理は請負事業者である当社グループがその責任を負うこととなります。このように製造派遣と製造請負では労務管理の責任主体が異なり、当社グループは製造請負と自社工場にて営むE M Sにおいて責任を負うこととなります。

労働災害に関しては、基本的に労働保険の適用範囲内で解決されるものと考えておりますが、当社グループの瑕疵が原因で発生した労働災害において、当社グループが労働保険の適用を超えて補償を要求される等、訴訟問題に発展した場合には、当社グループの事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 自然災害・感染症について

当社グループの従業員が就業している場所は主として工場であり日本各地に点在しておりますが、その地域において大規模な自然災害・感染症が発生した場合、工場の被災、就業維持困難、物流の停止等による工場稼働停止が発生する可能性があります。このような場合には、当社グループの事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 為替変動について

当社グループはベトナムとミャンマーに海外連結子会社を有しております。為替相場の変動は、連結決算における海外連結子会社財務諸表の円貨換算額に影響を与えるため、為替相場に著しい変動が生じた場合には、当社グループの事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) カントリーリスクについて

当社グループはベトナム、ミャンマーに在外連結子会社を有していることから海外各国の独自のビジネス環境を前提として事業を展開しております。海外でのビジネスには、各国の政治、経済の諸条件の変更、各種法制度の見直し等、ビジネスに大きな変動が生じる恐れがあります。当社グループは、こうした事業遂行上の環境変化に対して各国の行政窓口、取引先、各種専門家等から常に最新の情報を収集するよう努めておりますが、予期できない政治、経済の変化や自然災害、紛争の勃発などが生じた場合には、当社グループの事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) M & Aについて

当社グループは事業の成長及び領域拡大を目指しておりますが、その中でM & Aを有効な手段のひとつとして位置付けており、今後も必要に応じて実施する方針であります。

M & Aに際しては、対象企業のビジネス、財務及び法務等について詳細なデューデリジェンスを実施したうえで、取締役会において細心の注意を払って判断を行い実施しております。

M & Aに伴い取得したのれん及び無形資産等は、適切に評価を行い買収した事業から得られる将来の収益力を適切に反映しているものと考えておりますが、想定されなかった事象がM & Aの実行後に発生又は判明した場合や事業環境の悪化等により、当初の予想どおりの収益が得られないと判断され減損を認識した場合には、当社グループの事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15)税務について

当社グループは、各国租税法、租税条約及び関連諸規定等を遵守し、適切に納税することを基本理念としております。租税回避を企図した取引は行わず、租税制度の定めに従い、誠実な態度で税務業務に取り組んでおります。

しかしながら、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合には、当社グループの事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ482百万円減少し11,809百万円（前期末比3.9%減）となりました。これは主に、現金及び預金の減少846百万円、売上債権の増加314百万円、棚卸資産の増加108百万円によるものであります。

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ434百万円減少し4,979百万円（前期末比8.0%減）となりました。これは主に、短期借入金の減少494百万円、未払法人税等の減少216百万円、買掛金及び電子記録債務の増加141百万円、人件費の増加による未払費用の増加137百万円によるものであります。

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ47百万円減少し6,830百万円（前期末比0.7%減）となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益292百万円及び配当金の支払い1237百万円に伴う利益剰余金の増加54百万円、自己株式の増加124百万円、新株予約権の行使に伴う資本金の増加10百万円及び資本剰余金の増加10百万円によるものであります。この結果、自己資本比率は57.8%（前連結会計年度末は56.0%）となりました。

経営成績の状況

当連結会計年度（2021年4月1日～2022年3月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が順調に進み経済活動の正常化に期待が高まる一方で、新たなオミクロン株の出現による感染者の急増や、ロシアのウクライナ侵攻に伴う資源価格の上昇などの影響を受け、個人消費や企業活動の状況は依然として先行き不透明な状況が続いております。

こうした経済情勢にあって、当社グループを取り巻く事業環境は、企業や学校におけるリモート化の推進により新たな需要が創出される一方で、世界的な半導体の供給不足により自動車産業を中心として生産計画の見直しが発生しております。また、海外からの入国制限による海外人材の減少や経済活動の一斉再稼働により、市場全体で採用競争が激化傾向にあります。

このような状況の下、当社グループでは、生産計画に即した人員配置や採用による人材確保、EMS事業においては電子部品等の調達に注力し、経営成績の確保に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は29,971百万円（前期比18.6%増）、営業利益は384百万円（同12.6%減）、経常利益は648百万円（同48.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は292百万円（同62.6%減）となりました。

セグメントごとの経営成績（内部売上を含む）は、次のとおりであります。

〔マニファクチャリングサポート事業〕

当セグメントにおいては、当社が、製造請負・製造派遣事業、機電系技術者派遣事業及び修理サービス事業を営んでおります。

製造請負・製造派遣事業及び機電系技術者派遣事業においては、電子部品・デバイス関連分野は世界的な半導体不足を危惧した各メーカーにおける在庫の積み増し需要もあり堅調に推移いたしました。情報通信機械器具分野は企業や教育機関のDX化の流れを受けIoT及び5G関連製品の需要は旺盛に推移いたしました。電気機械器具分野でもDX及びGX（グリーントランスフォーメーション）の推進による関連製品の好調や、ゲーム機やスマート家電の需要に支えられました。一方で製造業全体において半導体を中心とした部材不足が生産計画に影響を及ぼしております。また、業界全体での求人増加に伴う採用競争激化の中、積極的に採用活動を行ったことから採用コストが増加いたしました。その結果、売上高は18,674百万円（前期比8.7%増）となり、セグメント利益は49百万円（同87.3%減）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高（内部売上を除く）の比率は62.3%となり、前期に比べ5.7ポイント低下いたしました。

〔コンストラクションサポート事業〕

当セグメントにおいては、株式会社ワット・コンサルティングが、建設系技術者派遣事業及び請負・受託事業を営んでおります。

建設系技術者派遣事業においては、継続的な人材の需要に対応するため採用活動と人材の教育活動に注力しつつ、待機者の配属を積極的に推進するなど原価率の改善に努めました。しかし、建設系技術者のニーズに対して採用競争が激化するなど、人材の供給力に課題を残しました。請負・受託事業においては、商業施設などのリニューアル工事を中心に受注活動を展開し大型のリニューアル工事の請負契約の受注を実現しましたが、流通網の混乱によって建設資材の到着が遅れたことなどにより、工事に延長が発生いたしました。その結果、売上高は3,978百万円（前期比9.1%増）、セグメント利益は154百万円（同15.0%減）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高（内部売上を除く）の比率は13.3%となり、前期に比べ1.1ポイント低下いたしました。

〔ITサポート事業〕

当セグメントにおいては、株式会社パートナーが、IT技術者派遣事業を営んでおります。

IT技術者派遣事業においては、新型コロナウイルス感染症による影響は比較的少なく、感染拡大の中で延期されていたプロジェクトも徐々に始動しております。ITシステムに付帯するサービスも継続的に需要があることから安定した受注を確保することができました。その結果、売上高は2,709百万円（前期比196.2%増）となり、セグメント利益は86百万円（同239.1%増）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高（内部売上を除く）の比率は9.0%となり、前期に比べ5.4ポイント上昇いたしました。

〔EMS事業〕

当セグメントにおいては、デバイス販売テクノ株式会社が、受託製造事業及び電子部品卸売事業を営んでおります。

受託製造事業及び電子部品卸売事業においては、工作機械や半導体製造装置を中心に旺盛な需要に支えられ、受注は好調に推移しました。一方で、半導体等の電子部品は入手困難な状況が続いており、ユニットの納品が滞るなど受注残も増加傾向となっております。また、原材料高騰による顧客への価格調整等を行い製造原価の抑制にも努めました。その結果、売上高は4,111百万円（前期比32.1%増）となり、セグメント利益は118百万円（同1,300.8%増）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高（内部売上を除く）の比率は13.7%となり、前期に比べ1.4ポイント上昇いたしました。

〔その他〕

報告セグメントに含まれない事業として、OA機器の買取・販売事業、障がい者支援事業及び海外事業を営んでおります。

売上高は721百万円（前期比14.2%増）、セグメント損失は23百万円（前期は50百万円のセグメント損失）となりました。連結売上高に占めるその他の売上高（内部売上を除く）の比率は1.7%となり、前期に比べ横ばいとなりました。

セグメント	売上高		前期比増減	
	前連結会計年度	当連結会計年度	金額	増減率
マニュファクチャリングサポート事業	百万円 17,174	百万円 18,674	百万円 1,499	% 8.7
コンストラクションサポート事業	3,647	3,978	331	9.1
ITサポート事業	914	2,709	1,794	196.2
EMS事業	3,110	4,111	1,000	32.1
その他(注)1	631	721	89	14.2
調整額(注)2	200	222	22	-
計	25,277	29,971	4,693	18.6

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、OA機器の買取・販売事業、障がい者支援事業、畜産業及び海外事業を含んでおります。

2. 調整額は、セグメント間取引であります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ906百万円減少し3,148百万円(前期末比22.4%減)となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は167百万円(前期は1,373百万円の獲得)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益639百万円増加要因があった一方で、法人税等の支払額527百万円の減少要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は148百万円(前期は1,531百万円の使用)となりました。これは主に、定期預金の増加60百万円、有形固定資産の取得による支出78百万円の減少要因があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は929百万円(前期は108百万円の調達)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出621百万円、配当金の支払額237百万円及び自己株式の取得による支出124百万円の減少要因があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

イ．生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
EMS事業	1,742	116.5

(注)金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

ロ．受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)			
	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高 (百万円)	前年同期比(%)
EMS事業	6,057	166.6	2,940	257.4

(注)金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

ハ．販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
マニュファクチャリングサポート事業	18,671	108.7
コンストラクションサポート事業	3,976	109.0
ITサポート事業	2,709	296.2
EMS事業	4,111	132.1
報告セグメント計	29,468	118.6
その他	503	116.7
合計	29,971	118.6

(注)1.セグメント間の取引については相殺消去しております。

2.最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	金額 (百万円)	割合(%)	金額 (百万円)	割合(%)
スカイワークスフィルターソ リューションズジャパン株式会社	4,323	17.1	5,121	17.1

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ．財政状態の分析

当連結会計年度における財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

ロ．経営成績の分析

売上高

当連結会計年度における売上高は29,971百万円となり、前連結会計年度比で4,693百万円増加いたしました。セグメントごとの売上高の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

売上原価

当連結会計年度における売上原価は26,079百万円となり、主に人件費の増加により前連結会計年度比で4,423百万円増加いたしました。売上原価の売上高に対する比率は87.0%と前連結会計年度比で1.3ポイント上昇しております。

なお、売上総利益は3,892百万円となり、前連結会計年度比で270百万円増加いたしました。

販売費及び一般管理費

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は3,507百万円となり、主に人件費の増加により前連結会計年度比で326百万円増加いたしました。販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は11.7%と前連結会計年度比で0.9ポイント低下しております。

なお、営業利益は384百万円となり、前連結会計年度比で55百万円減少いたしました。

営業外損益

当連結会計年度における営業外収益は274百万円となり、主に雇用調整助成金等の助成金収入の減少により前連結会計年度比で545百万円減少いたしました。営業外費用は10百万円となり、主に持分法による投資損失が増加した一方、支払利息が減少したことにより前連結会計年度比で1百万円減少いたしました。

なお、経常利益は648百万円となり、前連結会計年度比で599百万円減少いたしました。

売上高経常利益率

当連結会計年度における売上高経常利益率は2.2%となり、主に雇用維持と育成への取り組みに伴い人件費が増加した一方で、雇用調整助成金等の助成金収入が減少したことにより前連結会計年度比で2.8ポイント低下いたしました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの分析・検討内容につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、運転資金及び設備資金は内部資金または借入により資金調達することとしております。短期運転資金の調達につきましては自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては金融機関からの長期借入を基本としております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成されております。重要な会計方針は「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

連結財務諸表の作成にあたっては、会計上の見積りを行う必要があり、特に以下の事項は、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えております。

(のれん)

当社グループは、企業結合等により発生したのれんについては、対象となる子会社の将来の超過収益力等に基づき認識し、その効果が発現されると見込まれる期間で均等償却するとともに、継続して減損の兆候の有無を検討しております。当該検討にあたっては、被取得企業の取得時点及び当連結会計年度末の事業計画等を基礎に、回収可能性について合理的に判断をしております。

株式会社パートナーの取得にあたり発生したのれんの評価は、同社及び当社の経営者による理解や予測に基づいて作成した同社のITサポート事業の将来性及びIT技術者の増員等を前提とした事業計画を基礎としております。

株式会社サザンプランの取得にあたり発生したのれんの評価は、同社及び当社の経営者による理解や予測に基づいて作成した同社のOA機器の買取・販売事業の将来性及び新商材の販売等を前提とした事業計画を基礎としております。

見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、被取得企業の業績が悪化した場合等には当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(繰延税金資産)

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、繰延税金資産が減額され評価性引当額を設定した場合等には当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営上の重要な契約等】

(販売代理店契約)

契約の名称：販売代理店契約

契約期間：2012年4月から1年間(以降1年ごと自動更新)

相手先：パナソニックインダストリアルマーケティング&セールス株式会社(日本)

契約の概要：パナソニック製制御部品及びF Aコンポーネント並びにパナソニックインダストリアルマーケティング&セールス株式会社が取り扱う関連商品の日本国内における販売に関する事項を定めております。

5【研究開発活動】

当期における研究開発費は2百万円であります。これはマニファクチャリングサポート事業における研究開発費であり、同事業では主に製造ラインにおける人と製造ロボットとの協働についての研究開発を行っております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、主に社内業務の効率化、営業活動の推進等に対応するため129百万円の投資を行いました。
セグメントごとの主な設備投資は次のとおりであります。

(1) マニュファクチャリングサポート事業	
建物及び構築物	5百万円
機械装置	6百万円
建設仮勘定	50百万円
その他(工具、器具及び備品、リース資産)	6百万円
無形固定資産	41百万円
(2) コンストラクションサポート事業	
建物及び構築物	7百万円
その他(工具、器具及び備品)	0百万円
無形固定資産	4百万円
(3) ITサポート事業	
無形固定資産	0百万円
(4) EMS事業	
建設仮勘定	3百万円
その他(工具、器具及び備品)	0百万円
(5) その他	
その他(工具、器具及び備品)	0百万円

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次の通りであります。

(1) 提出会社

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	建設仮勘定 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
本社 (大阪市淀川区)	マニファクチャ リングサポート事 業	事務所設備	2	-	-	-	98	100	85 (2)
各事業所・各営業所 (全国各所)	マニファクチャ リングサポート事 業	事業所設備	105	56	258 (10,974.06)	-	12	433	3,312 (883)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産、無形固定資産であります。
2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(有期雇用の契約社員、パート社員、嘱託社員及び外国人実習生を含む。)は、年間の平均での人員を()外数で記載しております。

(2) 国内子会社

2022年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
				建物及び構 築物 (百万円)	機械装置 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	建設仮勘定 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
デバイス 販売テク ノ(株)	本社 (東京都大田区)	E M S 事業	事務所設備	76	-	25 (307.43)	3	3	108	32 (11)
デバイス 販売テク ノ(株)	工場・各営業所 (全国各所)	E M S 事業	事業所設備	7	89	115 (6,543.36)	-	18	231	56 (12)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品、ソフトウェアであります。
2. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(有期雇用の契約社員、パート社員及び嘱託社員を含む。)は、年間の平均での人員を()外数で記載しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案し、原則として連結会社各社が個別に策定しておりますが、計画策定に当たっては当社の経営会議において調整を図っております。

なお、重要な設備の新設、除却等の計画は下記のとおりであります。

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	23,000,000
計	23,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年6月29日) (注)	上場金融商品取引所名又は登録認 可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,341,000	6,341,000	東京証券取引所 市場第二部(事業年度末現在) スタンダード市場(提出日現在)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は100株であり ます。
計	6,341,000	6,341,000	-	-

(注) 2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの間に新株予約権行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

	第5回新株予約権
決議年月日	2018年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3
新株予約権の数(個)	22,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式110,000 [110,000] (注) 8
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 6	264 [264] (注) 8
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2028年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 264 [264] 資本組入額 (注) 3 . 8
新株予約権の行使の条件 (注) 1	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>各新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権(当社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む)の行使に係る行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超えないこと。</p> <p>権利行使により取得した当社の普通株式は、当社が別途指定する証券会社(以下、「指定証券」という。)に開設される新株予約権者名義の振替口座簿への記載もしくは記録がされること。</p> <p>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

	第5回新株予約権
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 増加する資本金および資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定します。 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。 新株予約権の取得事由 「新株予約権の取得事由」に準じて決定する。</p>

	第 6 回新株予約権								
決議年月日	2019年 3 月28日								
付与対象者の区分及び人数（名）	<table> <tr> <td>当社取締役</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>当社使用人</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>当社子会社取締役</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>当社子会社使用人</td> <td>29</td> </tr> </table>	当社取締役	8	当社使用人	50	当社子会社取締役	9	当社子会社使用人	29
当社取締役	8								
当社使用人	50								
当社子会社取締役	9								
当社子会社使用人	29								
新株予約権の数（個）	65,400								
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式327,000 [327,000]（注）8								
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）6	880 [880]（注）8								
新株予約権の行使期間	自 2021年 4 月 1 日 至 2028年 3 月31日								
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	<table> <tr> <td>発行価格</td> <td>880 [880]</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td>（注）4 . 8</td> </tr> </table>	発行価格	880 [880]	資本組入額	（注）4 . 8				
発行価格	880 [880]								
資本組入額	（注）4 . 8								
新株予約権の行使の条件（注）1	<p>当社株式が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役（監査等委員である取締役含む）、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合と取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>本新株予約権者が死亡した場合で、取締役会が相当と認めたときは、その相続人が本新株予約権を行使することができるものとします。</p> <p>新株予約権（当社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む）の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないこと。</p> <p>権利行使により取得した当社の普通株式は、当社が別途指定する証券会社（以下「指定証券会社」という。）に開設される新株予約権者名義の振替口座簿への記載もしくは記録がされること。</p>								
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。								

	第6回新株予約権
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合」に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 増加する資本金および資本準備金に関する事項 「増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。 新株予約権の取得事由 「会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件」に準じて決定する。</p>

当事業年度の末日（2022年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権の行使の条件の他に、各契約において定める「新株予約権の行使制限等」についても合わせて記載しております。
2. 2010年6月29日開催の定時株主総会において、「資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。」と決議されております。
3. 付与対象者と締結しております「第5回新株予約権総数引受及び割当契約書」において、「新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。」と定めております。
4. 付与対象者と締結しております「第6回新株予約権割当契約書」において、「新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。」と定めております。
5. 付与対象者と締結しております「株式会社ウイルテック 新株予約権付与契約書」において、次のように定めております。

新株予約権発行後、下記の事由が生じたときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

6. 付与対象者と締結しております「第5回新株予約権総数引受及び割当契約書」及び「第6回新株予約権割当契約書」において、次のように定めております。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

7. 付与対象者の辞任及び退職によって「新株予約権の行使の条件」を満たさないもの並びに権利放棄のあったものについては、付与当初の「新株予約権の数」から控除し、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」もそれに合わせて記載しております。
8. 2019年9月19日開催の取締役会決議により、2019年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2019年10月16日 (注)1	4,846,800	6,058,500	-	98	-	125
2020年4月1日 ~2021年3月31日 (注)2	212,500	6,271,000	28	126	28	153
2021年4月1日 ~2022年3月31日 (注)2	70,000	6,341,000	10	136	10	164

- (注)1. 2019年9月19日開催の取締役会決議により、2019年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,846,800株増加し、6,058,500株となっております。
2. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	14	69	11	6	2,424	2,526	-
所有株式数 (単元)	-	219	747	9,260	3,189	30	49,934	63,379	3,100
所有株式数の割 合(%)	-	0.34	1.18	14.61	5.03	0.05	78.79	100.00	-

- (注)1. 自己株式80,067株は、「個人その他」に800単元、「単元未満の株式の状況」に67株含まれております。
2. 「個人その他」にはウイルテックグループ従業員持株会 151,200株(1,512単元)及びウイルテックグループ役員持株会 28,300株(283単元)を、それぞれ含んでおります。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
小倉 秀司	大阪府吹田市	2,758,100	44.05
株式会社R A S アセット	大阪市淀川区西宮原2 - 5 - 4 6 - 7 2 9	859,000	13.72
宮城 力	大阪府枚方市	416,000	6.64
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	190,700	3.05
吉田 知広	大阪市淀川区	162,900	2.60
ウイルテックグループ従業員持株会	大阪市淀川区東三国4 - 3 - 1	151,200	2.41
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町 フィナンシャルシティサウスタワー)	96,500	1.54
田中 幸夫	大阪市東淀川区	52,700	0.84
東 和登	大阪府枚方市	50,000	0.80
船津 英世	千葉県君津市	46,700	0.75
計	-	4,783,800	76.41

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 80,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,257,900	62,579	-
単元未満株式	普通株式 3,100	-	-
発行済株式総数	6,341,000	-	-
総株主の議決権	-	62,579	-

(注)単元未満株式には、当社所有の自己株式67株が含まれております。

【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ウイルテック	大阪市淀川区東三国四丁目3番1号	80,000	-	80,000	1.26
計	-	80,000	-	80,000	1.26

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年8月11日)での決議状況 (取得期間 2021年8月12日~2021年8月12日)	80,000	124,480,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	80,000	124,480,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 当事業年度における取得自己株式は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(TOSTNET-3)による取得であります。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	67	103,283
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	80,067	-	80,067	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、長期に亘る安定的な経営基盤の確保をめざし、経営成績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月末日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、財務基盤の強化、海外事業への投資、人材育成のための研修充実、経営の効率化に向けた情報システムへの投資等に活用し、経営基盤の安定と拡大に努めていきます。

当事業年度に係る剰余金の配当は、以下の通りです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2021年11月10日 取締役会決議	61	10.00
2022年6月28日 定時株主総会決議	175	28.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、コンプライアンスを徹底し、経営の透明性と効率性を確保しながら、株主をはじめとするステークホルダーとの対話を通じ、企業価値の最大化を図ることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。法令遵守を徹底した製品・サービスの提供を通じて、顧客と業界全体の発展に寄与し、正確な情報開示により一般の皆様、投資家の皆様への経営の透明性を確保することで、継続的な企業価値の向上を目指してまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

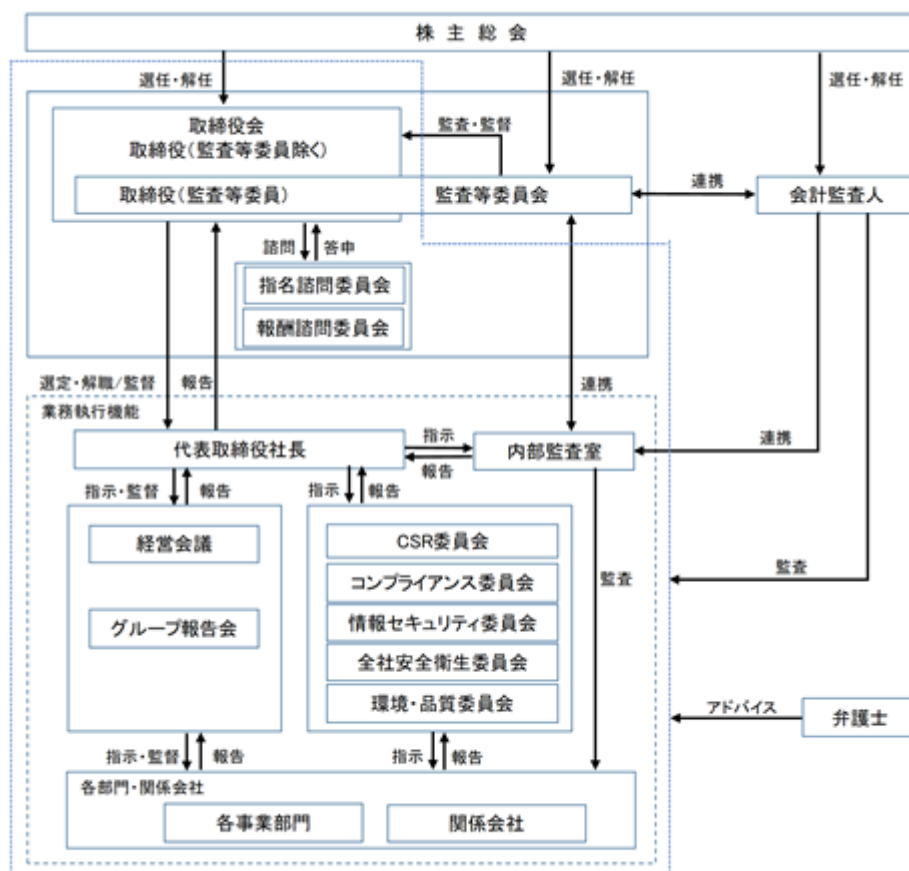
当社は、社外取締役を含む取締役会による戦略指導や経営の監視、社外取締役を含む監査等委員会制度を採用し、監査等委員による取締役会及び経営会議等重要な会議への出席・意見の発言等を通じ、取締役の職務遂行を監査する体制をとっております。なお、経営上の重要事項の意思決定は取締役会が行い、取締役の職務執行を監督しておりますが、社外取締役の起用により多角的な視点を取り入れ、重要な意思決定を行える仕組みとしております。

以上のような体制を採用する理由は、社外取締役による客観的立場からの当社の経営に対する適切な監督の実施及び監査等委員会による職務執行の監督及び監査の実施により、取締役の適正な職務執行が確保できると判断しているためであります。

当社の取締役会は、有価証券報告書提出日現在において議長の代表取締役社長である宮城力と取締役7名（小倉秀司、野地恭雄、西隆弘、渡邊剛、石井秀暁、水谷辰雄、京崎利彦）及び社外取締役2名（麻田祐司、見宮大介）の計10名で構成されております。月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監視を逐次行っております。

監査等委員会は、有価証券報告書提出日現在において議長の取締役常勤監査等委員である京崎利彦と社外取締役非常勤監査等委員2名（麻田祐司、見宮大介）の計3名で構成され、監査等委員会が定めた方針に従い、取締役会等の重要な会議への出席や重要書類の閲覧、業務、財産状況の調査等を通じて取締役の業務遂行の監査を行っております。

(コーポレート・ガバナンス体制の概要)



企業統治に関するその他の事項

イ．リスク管理体制

当社グループは、経営危機管理規程に、リスク・マネジメントに関する基本的事項を定めております。また、事業を取り巻くさまざまなリスクに対しての的確な管理及び実践のために、コーポレートガバナンス部を事務局とするコンプライアンス委員会を設置し、全社的なリスク・マネジメント推進に関わる課題、対応策を協議しております。

ロ．コンプライアンス体制

当社グループは、コンプライアンス規程に遵守基準と行動規範を定めております。コーポレートガバナンス部を事務局とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守に向けた社内での具体的な取組みについて協議し、社内の法的な諸問題を早期に把握し、法令遵守に関する意識の向上、浸透について一層の強化を図っております。また、必要があれば、顧問弁護士から日常業務や経営判断においての助言、指導を受けております。

ハ．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社グループの業務の適正を確保するため、当社グループは毎月、グループ報告会を開催するほか、年2回のグループ経営者会議等を実施し、月次の経営成績及び重要な決議事項等を随時報告しております。また、当社グループ各社の株主総会及び取締役会決議事項等につきましては、当社役員が当社グループ各社の役員を兼任することで審議を行っております。また、内部監査室が当社グループ各社の内部統制監査及び業務監査を実施しております。

二．内部統制

内部統制につきましては、社内規程等の整備により職務分掌の明確化を図り、各部門間の内部牽制が機能する仕組みを構築しております。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、取締役会決議により内部統制基本方針として次のとおり定めております。

内部統制基本方針

当社は、当社及びその子会社集団から成る企業集団（以下「ウイルテックグループ」という。）の業務の適正性を確保し、企業理念実現に向けた経営基盤を構築するため、関連諸法令等を踏まえ、以下のとおり「グループ内部統制基本方針」を定めます。

この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して適宜見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

- 1．取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）（会社法施行規則第98条第1項第4号）
 - (1) 当社は法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹におき、ウイルテックグループに於ける従業者のコンプライアンスの取組みについて必要な事項を定めたコンプライアンス規程を定め、徹底と継続的改善を図るため、代表取締役社長が指名した者を委員長として「コンプライアンス委員会」を設置し、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理に係る方針を定め、コンプライアンス体制の維持、向上を図ります。
 - (2) 当社はウイルテックグループに於ける法令違反行為、その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と未然防止を図ることを目的としてグループ内部通報制度を整備し、内部通報窓口を設置して問題の早期発見と是正を図ります。
 - (3) 当社の内部監査部門は、ウイルテックグループに於ける法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理の状況を監査し、これらの活動を社長へ報告し、監査時の課題や問題等について情報の共有を図るため、監査等委員会と情報連絡会を開催します。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

当社は取締役会および経営会議を定期的開催し、経営の執行方針、経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督します。また、取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程、業務分掌規程等の社内規程を整備し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築し、グループウェアの決裁システム導入により意思決定の迅速化を行っています。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

当社は法令・社内規程に基づき文書等の保存を行います。また、情報セキュリティ管理規程、個人情報管理規程、特定個人情報等管理規程を定め、適切な情報の管理を行います。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

当社は、ウイルテックグループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を経営危機管理規程に規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識します。また、経営危機の発生時、直ちに社長が対策本部を設置し、統括して危機管理にあたり、直後の取締役会へ報告します。
5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
 - (1) 当社は、当社及びウイルテックグループの基本活動の策定に於ける基本事項を経営活動基本規程に定め、その遂行により会社利益の増大を図るとともに法令遵守及び高い倫理観と良識ある行動により社会から信頼、評価されるように努め、会社の安定と持続的な発展に資することを目的といたします。
 - (2) 当社は、ウイルテックグループとしてのCSR基本方針、環境方針、行動規範を定め、コンプライアンスや情報セキュリティ等の理念の統一を保持しております。
 - (3) 当社は、ウイルテックグループの発展と相互の利益の促進のため、ウイルテックグループに関する管理方針、管理組織について定めることを目的に係会社管理規程を定め、ウイルテックグループの管理に関する業務については、社長及び社長が任命する管理担当者が担当し、実務については各担当部署が行います。管理担当者は、ウイルテックグループを管理するため定められた経営・財務等に関する業務を処理するほか、ウイルテックグループに関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じてその情報を関係者に提供します。ウイルテックグループの経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とするとともに、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な経営管理を行います。
 - (4) 当社が設置する内部通報窓口は、国内外ウイルテックグループ全ての役員及び使用人が利用可能とし、ウイルテックグループにおける法令違反行為、その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図ります。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) ウイルテックグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
 - (2) ウイルテックグループ各部門自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。
7. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、ウイルテックグループ会社各部門の内部監査の実効性を確保するため、被監査組織に対して独立した、ウイルテックグループの内部監査に関する統括部署を設置するとともに、ウイルテックグループの内部監査に関する基本方針を定め、必要な体制を整備します。
8. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第1号、第2号）
 - (1) 監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の招集事務、議事録の作成、その他監査等委員会運営に関する事務は監査等委員スタッフ等の監査等委員の職務を補助すべき使用人がこれにあたります。
 - (2) 監査等委員会の補助すべき使用人の人事異動及び考課等、人事権に係る事項の決定については、予め常勤監査等委員に同意を求めることによって、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保します。

9. 監査等委員会への報告及び、報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第4号、第5号）
- (1) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議のほか監査等委員が必要と判断した会議又は委員会等に出席し、報告を受けます。
 - (2) 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会が求める重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告を行います。
 - (3) 取締役（監査等委員を除く）、使用人、及びウイルテックグループの役職員は、ウイルテックグループ内の各種社内会議にて、業務執行に関し、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行います。
 - (4) 監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ使用人との連絡会を開催し報告を受けることができます。
 - (5) 使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、または業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応します。
 - (6) 監査等委員会に報告・相談を行った取締役（監査等委員を除く）及び使用人もしくはウイルテックグループの役職者に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止します。
10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第6号）
- 監査等委員会は、監査費用の予算、選定監査等委員が行う職務の遂行に関する事項など監査等委員がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項について決議します。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第7号）
- (1) 監査等委員会は、策定した「監査等委員会監査等基準」に定める監査等委員会監査の重要性、有用性を十分認識し、監査等委員会監査の環境整備を行います。
 - (2) 監査等委員会は、取締役及び支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況の調査をする選定監査委員を定め、監査への協力を指示することができます。
 - (3) 監査等委員会は、ウイルテックグループ各社に対して事業の報告を求め、又はそのウイルテックグループ各社の業務及び財産の状況の調査を行う選定監査委員を定め、監査への協力を指示することができます。
 - (4) 監査等委員会は会計監査人に対して、その監査に関する事項の報告を求める選定監査等委員を定め、業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ります。

ホ．責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

へ．取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名以内、監査等委員である取締役は3名以上5名以内とする旨定款に定めております。

ト．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

チ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

リ．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

又．取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 10名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	小倉 秀司	1962年10月21日生	1986年4月 株式会社朝日写真ニュース開発センター入社 1986年12月 株式会社大阪総合サービス入社 1990年12月 株式会社ダイテック取締役就任 1991年4月 株式会社アイビーエヌセンター入社 1992年4月 当社設立 代表取締役社長就任 1994年12月 株式会社朝日写真ニュース開発取締役就任 2001年10月 株式会社ジャパンクリエイイト取締役就任 2003年11月 株式会社ヒューマンアシスト取締役就任 2004年10月 当社代表取締役会長就任 2005年1月 威璐特上海商務諮詢有限公司董事就任 2005年3月 株式会社エフオーエス(現当社)取締役就任 2005年5月 電子・機械部品製造事業協同組合代表理事就任 2005年7月 株式会社ウイルテック九州(現当社)取締役就任 2006年1月 株式会社ヒューマンアシスト代表取締役社長就任(現任) 2007年6月 当社取締役会長就任 2008年6月 当社取締役就任 2008年7月 電子・機械部品製造事業協同組合理事就任 2012年6月 当社代表取締役会長就任 2018年3月 株式会社R A Sアセット代表取締役社長就任(現任) 2019年6月 当社取締役会長就任(現任)	(注) 3	3,617,100
代表取締役社長	宮城 力	1977年9月17日生	1999年1月 株式会社アイビーエヌ(現当社)アルバイト入社 2000年1月 株式会社アイビーエヌ(現当社)正社員入社 2008年10月 当社製造技術部製造技術課シニアマネジャー 2013年1月 当社事業開発部ゼネラルマネジャー 2013年6月 当社取締役就任 2014年6月 住宅機器保証株式会社取締役就任 2016年6月 当社専務取締役就任 2016年10月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	416,000
常務取締役 マニファク チャリング事業 本部長	野地 恭雄	1972年3月14日生	1990年4月 株式会社山武入社 1991年4月 株式会社福屋入社 1993年7月 有限会社オザキ設備入社 1997年6月 株式会社アクティス入社 2006年6月 株式会社ウイルテック九州(現当社)入社 2010年6月 同社大分工場長 2013年6月 当社取締役就任 2016年6月 当社常務取締役就任(現任) 2016年10月 当社製造事業本部長 2018年4月 当社マニファクチャリング事業本部長(現任)兼同事業本部北陸事業部長	(注) 3	36,000
取締役 カスタマーサー ビス事業本部長	西 隆弘	1971年2月9日生	1994年4月 浪田石油株式会社入社 1998年11月 株式会社ダイテック入社 2002年11月 当社入社 2012年8月 当社事業推進部ゼネラルマネジャー 2013年6月 当社取締役就任(現任) 2016年10月 当社事業開発部長 2018年4月 当社カスタマーサービス事業本部長(現任)兼同事業本部カスタマーサービス事業部長	(注) 3	24,900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 管理本部長	渡邊 剛	1973年2月12日生	1991年4月 株式会社ファイブ・フォックス入社 1994年10月 株式会社パソソ入社 1997年2月 株式会社光通信入社 1998年10月 株式会社オービーエムへ転籍 2002年3月 株式会社栄和興産入社 2003年4月 株式会社ワット・コンサルティング入社 2012年2月 当社管理部長 2013年6月 当社取締役就任(現任) 2014年6月 住宅機器保証株式会社取締役就任 2018年4月 当社管理本部長(現任)	(注)3	25,000
取締役 エンジニアリ ング事業本部長	石井 秀暁	1972年12月2日生	1996年4月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カン パニー日本支店入社 1998年4月 株式会社リライアンス入社 2005年7月 株式会社コラボレートへ吸収合併 2007年11月 株式会社プレミアラインへ社名変更 2009年1月 株式会社プレミアライン取締役就任 2009年3月 株式会社T T M取締役就任 2011年9月 株式会社T T M代表取締役社長就任 2011年9月 株式会社トラスト・テック取締役就任 2015年7月 当社入社 2015年10月 当社取締役就任(現任) 2018年4月 当社エンジニアリング事業本部長(現任)	(注)3	-
取締役	水谷 辰雄	1965年12月22日生	1986年4月 株式会社森田工務店入社 1990年8月 自営業 1998年10月 株式会社アルファ建築設計事務所入社 2000年9月 株式会社ナイスコーポレーション入社 2004年8月 株式会社ワット・コンサルティング入社 2012年6月 株式会社ワット・コンサルティング取締役就任 2018年6月 株式会社ワット・コンサルティング代表取締役 社長就任 2022年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	5,000
取締役 (監査等委員)	京崎 利彦	1954年8月7日生	1978年4月 松下電工株式会社(現パナソニックホールディ ングス株式会社)入社 1997年12月 松下制御機器株式会社へ転籍岡山営業所長 2002年12月 同社近畿営業所部長 2004年6月 松下電工株式会社へ転籍 制御グローバルマー ケティング部長 2006年6月 松下制御機器株式会社へ転籍取締役就任 2007年6月 同社常務取締役就任 2008年10月 パナソニック電工制御株式会社へ社名変更 常 務取締役就任 2011年6月 パナソニック電工制御テクノ株式会社へ出向 代表取締役社長就任 2014年10月 当社入社 2014年10月 デバイス販売テクノ株式会社へ出向代表取締役 社長就任 2017年10月 当社管理部担当部長 2018年4月 当社管理本部参与 2018年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2018年6月 株式会社ワット・コンサルティング監査役就任 (現任) 2018年6月 デバイス販売テクノ株式会社監査役就任(現 任) 2018年6月 株式会社ウイルハーツ監査役就任(現任) 2018年6月 株式会社宮崎ウイルファーム監査役就任 2019年3月 WILLTEC VIETNAM Co., Ltd. 監査役就任(現 任) 2020年6月 株式会社サザンブラン監査役就任(現任) 2020年12月 株式会社パートナー監査役就任(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	麻田 祐司	1972年6月15日生	1997年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2000年4月 税理士法人トーマツ(現デロイトトーマツ税理士法人)に転籍 2000年4月 公認会計士登録 2004年5月 株式会社エディオン入社 経理部長 2008年6月 同社 取締役就任 2012年6月 同社 常務取締役就任 2014年4月 株式会社ブレインアシスト設立代表取締役社長就任(現任) 2014年4月 株式会社セリオ監査役就任 2014年6月 当社監査役就任 2017年6月 株式会社S E R I Oホールディングス取締役(監査等委員)就任(現任) 2018年6月 株式会社アメフレック取締役就任(現任) 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	5,200
取締役 (監査等委員)	見宮 大介	1974年9月30日生	1997年4月 司法修習所入所 1999年3月 司法修習終了(51期) 1999年4月 大阪地方裁判所判事補 2001年4月 津地方・家庭裁判所判事補 2003年11月 弁護士法人御堂筋法律事務所入所 2008年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー就任(現任) 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2020年12月 ナツメアタリ株式会社 社外監査役就任(現任)	(注)4	-
計					4,129,200

- (注)1. 麻田 祐司、見宮 大介は、社外取締役であります。
2. 取締役会長である小倉秀司の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社RASアセットが所有する株式数を含んでおります。
3. 2022年6月28日開催の定時株主総会終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2022年6月28日開催の定時株主総会終結の時から、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第3項に定める補欠監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
白井 一馬	1972年 6月11日生	1998年4月 石川公認会計士事務所入所 2003年2月 税理士登録 2003年7月 税理士法人ゆびすい入社 2010年2月 白井一馬税理士事務所開設 所長(現任)	-

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であります。

社外取締役監査等委員の麻田祐司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。麻田氏及び麻田氏が代表取締役を務める株式会社ブレインアシストと当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役監査等委員の見宮大介氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。見宮氏がパートナーを務める弁護士法人御堂筋法律事務所は、当社の顧問弁護士を務めており、軽微な営業取引関係があります。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会による監査の状況

常勤監査等委員1名を含む3名の監査等委員は、取締役会及び監査等委員会に出席し、また、代表取締役との意見交換会を開催する等、監査のための情報収集及び取締役の職務執行状況の監査を行っております。また、常勤の監査等委員は、社内的重要な会議に出席して、業務執行の適正性、妥当性等について確認し、他の監査等委員と情報共有の上、監査等委員会の実効性と効率性の向上を図っております。

常勤監査等委員である京崎利彦氏は、当社の子会社であるデバイス販売テクノ株式会社の代表取締役として2014年10月から2017年10月まで在籍し、通算3年にわたり会社の代表として経営に従事しており、財務及び会計並びに経営全般に関する相当程度の知見を有しております。また、子会社の監査役を兼務しており、子会社で実施した監査役監査結果についても監査等委員会に定期的に報告しております。

社外取締役監査等委員である麻田祐司氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見及び経験を有しております。また、社外取締役監査等委員である見宮大介氏は、弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しております。

当事業年度において監査等委員会を月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
京崎 利彦	13回	13回
麻田 祐司		13回
見宮 大介		13回

当事業年度における監査等委員会としての基本姿勢、主な検討事項及び主な活動内容は以下の通りであります。

イ. 基本姿勢

株式会社ウイルテックとそのグループの企業価値の最大化に向けて予防監査に重点をおくと共に、「連結経営」に視点をおいて監査活動と経営提言を行い、会社の健全で活力ある発展に貢献する。

ロ. 主な検討事項

- (イ) 会社の健全で持続的な成長（ゴーイングコンサーン）の完遂への監査・監督
- (ロ) 会社の社会的信頼（CSR）の向上実践への監査・監督
- (ハ) 経営の効率性に関する監査・監督

ハ. 主な活動内容

- (イ) 会社の主要部門及び事業所に対し、部門長からの聴取を通じ、事業活動状況の監査と内部監査室との連携による内部統制システムの検証を実施。
- (ロ) 連結子会社から経営・事業状況について報告を受け、且つ定期的な監査を通じ、業務執行と財産状況の確認。
- (ハ) 重要な会議等への出席を通じ、取締役等による意思決定等の過程と職務の執行状況を確認するとともに、法令・定款・社内規程に則った内部統制システムの整備、運用を評価、監督。
- (ニ) 内部監査室や会計監査人との三様監査等、綿密な連携に基づく組織監査の実施。また、会計監査人とは四半期毎の会計監査報告等を通じ、監査方法、品質及び結果の相当性を判断。
- (ホ) 代表取締役並びに取締役との定期的な意見交換を実施し、相互理解と信頼関係を醸成し競業・利益相反、並びに関連当事者取引に関する有無の把握はもとより、中期経営計画の主要施策が効率的に推進されているかを監査、監督。

内部監査の状況

内部監査につきましては、業務執行部門から独立した代表取締役社長の直轄部門である内部監査室が、室長1名、課長2名、課員2名という組織構成の下、内部統制報告制度に基づく内部統制監査並びに業務及び会計等の内部監査を定期的実施しております。内部監査の実施結果については、内部監査室長から代表取締役社長に報告されており、監査の結果、改善事項がある場合には、内部監査室から被監査部門に対し、指摘・改善提案を行い、改善状況を継続的に確認しております。

また、監査等委員、内部監査室、会計監査人が相互に定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施するよう努めております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

ロ．継続監査期間

5年

ハ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 俣野 広行

指定有限責任社員 業務執行社員 三宅 潔

ニ．業務にかかる補助者の構成

当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士7名、公認会計士試験合格者3名、その他7名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、当社の「会計監査人評価基準」に基づき、会計監査人を評価した結果、有限責任あずさ監査法人が会計監査人として必要とされる専門性、独立性、品質管理体制等を有していることから、当社の会計監査人に適任であると判断しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

ヘ．監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、当社の「会計監査人評価基準」に基づき、会計監査人として必要とされる専門性、独立性、品質管理体制等を評価しており、再任するかどうかの判断基準としております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	31	-	26	-
連結子会社	-	-	-	-
計	31	-	26	-

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークファームに対する報酬（イ．を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	3	-	3
連結子会社	-	-	-	-
計	-	3	-	3

（前連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、税務アドバイザリー業務であります。

（当連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、税務アドバイザリー業務であります。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬は、監査所要日数・業務の内容等を勘案し、監査等委員会の同意を得て適切に決定しております。

ホ．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の会計監査人に対する報酬等に対しては、会計監査人としての業務内容、監査時間、監査体制等を考慮した結果、監査報酬は適正な水準であるとの結論に至り、監査等委員会として同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬につきましては、役位、在勤年数、業績評価、会社の業績等を総合的に勘案し、株主総会で決議された支払限度額の範囲内で、決定しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年6月22日であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は使用人分給与を含まずに総額3億円以内、監査等委員である取締役は総額3千万円以内であります。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

当社の役員の報酬額は、株主総会において定められた範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については取締役会、監査等委員である取締役の報酬額については監査等委員会決定することとしており、当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については2019年6月25日開催の取締役会、監査等委員である取締役の報酬額については2019年6月25日開催の監査等委員会において決定されております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	賞与	退職慰労金	その他	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)	74	74	-	-	-	0	6
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	8	8	-	-	-	-	1
社外役員	12	12	-	-	-	-	2

(注) 1. 連結子会社の役員を兼職するものについて、連結子会社よりの役員報酬は含めておりません。

2. 「その他」の内容は、取締役の社宅賃料に係る会社負担額であります。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

総額(百万円)	対象となる役員の員数(人)	内容
40	3	各事業部の本部長としての給与であります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基本及び考え方

当社は、子会社株式及び関連会社株式を除く保有株式のうち、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を「純投資目的の株式」とし、それ以外の目的で保有する株式を「純投資目的以外の目的の株式」としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

顧客や取引先等の株式を保有することにより、「戦略的パートナーとして、取引の維持・発展が期待できる」等、当社と投資先の持続的な成長を想定できる銘柄については、取締役会・経営会議等において総合的な検討を行い、保有の適否を決定いたします。また、保有中の銘柄について、保有する意義又は合理性が認められなくなったときには、売却交渉を開始いたします。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	59
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	
非上場株式以外の株式	-	-	

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更しております。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するとともに会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容把握に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,547	3,700
受取手形、売掛金及び契約資産	3,736	14,001
電子記録債権	559	608
商品及び製品	152	127
仕掛品	23	45
原材料及び貯蔵品	148	260
その他	461	704
貸倒引当金	29	32
流動資産合計	9,599	9,415
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	229	224
機械装置(純額)	122	146
土地	399	399
建設仮勘定	-	3
その他(純額)	19	19
有形固定資産合計	2,771	2,793
無形固定資産		
のれん	724	633
その他	254	235
無形固定資産合計	978	868
投資その他の資産		
投資有価証券	59	59
繰延税金資産	571	426
その他	3,325	3,248
貸倒引当金	14	2
投資その他の資産合計	942	731
固定資産合計	2,692	2,393
資産合計	12,291	11,809

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	345	438
電子記録債務	111	159
短期借入金	614	120
リース債務	-	1
未払法人税等	335	119
賞与引当金	148	171
未払費用	1,635	1,772
その他	1,047	4,103
流動負債合計	4,238	3,814
固定負債		
社債	30	-
長期借入金	533	506
リース債務	-	3
繰延税金負債	40	33
退職給付に係る負債	368	422
その他	203	198
固定負債合計	1,175	1,165
負債合計	5,413	4,979
純資産の部		
株主資本		
資本金	126	136
資本剰余金	829	840
利益剰余金	5,926	5,980
自己株式	-	124
株主資本合計	6,881	6,833
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1	3
退職給付に係る調整累計額	2	6
その他の包括利益累計額合計	3	3
純資産合計	6,877	6,830
負債純資産合計	12,291	11,809

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	25,277	29,971
売上原価	21,656	26,079
売上総利益	3,621	3,892
販売費及び一般管理費		
給与手当	1,470	1,622
賞与引当金繰入額	24	38
貸倒引当金繰入額	15	-
退職給付費用	11	19
支払手数料	469	468
その他	1,190	1,358
販売費及び一般管理費合計	13,181	13,507
営業利益	440	384
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
助成金収入	803	265
その他	15	8
営業外収益合計	819	274
営業外費用		
支払利息	4	2
持分法による投資損失	1	4
敷金保証金解約損	1	1
その他	4	2
営業外費用合計	11	10
経常利益	1,248	648
特別損失		
固定資産除却損	-	5
減損損失	28	-
和解金	-	3
特別損失合計	8	8
税金等調整前当期純利益	1,239	639
法人税、住民税及び事業税	481	207
法人税等調整額	22	140
法人税等合計	458	347
当期純利益	780	292
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	780	292

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	780	292
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1	4
退職給付に係る調整額	2	4
その他の包括利益合計	0	0
包括利益	779	292
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	779	292
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	98	801	5,329	-	6,229
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	28	28			56
剰余金の配当			183		183
親会社株主に帰属する当期純利益			780		780
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	28	28	596	-	652
当期末残高	126	829	5,926	-	6,881

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3	-	3	6,225
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）			-	56
剰余金の配当			-	183
親会社株主に帰属する当期純利益			-	780
自己株式の取得			-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	2	0	0
当期変動額合計	1	2	0	652
当期末残高	1	2	3	6,877

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	126	829	5,926	-	6,881
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	10	10			21
剰余金の配当			237		237
親会社株主に帰属する当期純利益			292		292
自己株式の取得				124	124
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	10	10	54	124	48
当期末残高	136	840	5,980	124	6,833

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1	2	3	6,877
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）			-	21
剰余金の配当			-	237
親会社株主に帰属する当期純利益			-	292
自己株式の取得			-	124
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4	4	0	0
当期変動額合計	4	4	0	47
当期末残高	3	6	3	6,830

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,239	639
減価償却費	104	101
のれん償却額	49	90
減損損失	8	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	7	8
賞与引当金の増減額(は減少)	25	22
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	41	54
退職給付に係る調整累計額の増減額(は減少)	2	4
持分法による投資損益(は益)	1	4
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	4	2
売上債権の増減額(は増加)	384	313
棚卸資産の増減額(は増加)	5	108
仕入債務の増減額(は減少)	24	141
未払費用の増減額(は減少)	68	136
その他	47	63
小計	1,909	696
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	4	2
法人税等の支払額	533	527
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,373	167
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	60	60
有形固定資産の取得による支出	173	78
有形固定資産の売却による収入	26	0
有形固定資産の除却による支出	-	0
無形固定資産の取得による支出	48	58
投資有価証券の取得による支出	69	-
投資有価証券の払戻による収入	20	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 1,208	-
差入保証金の差入による支出	43	21
差入保証金の回収による収入	15	71
その他	10	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,531	148
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	300	-
長期借入れによる収入	700	100
長期借入金の返済による支出	95	621
社債の償還による支出	68	68
配当金の支払額	183	237
自己株式の取得による支出	-	124
新株予約権の行使による株式の発行による収入	56	21
財務活動によるキャッシュ・フロー	108	929
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	4
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	48	906
現金及び現金同等物の期首残高	4,103	4,054
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,054	1 3,148

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

株式会社ワット・コンサルティング

株式会社パートナー

デバイス販売テクノ株式会社

株式会社サザンプラン

株式会社ウイルハーツ

WILLTEC VIETNAM Co., Ltd.

WILLTEC MYANMAR Co., Ltd.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社名

電子・機械部品製造事業協同組合

(2) 持分法適用会社の決算日は連結決算日と一致しております。

3. 連結範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度において、WILLTEC MYANMAR Co., Ltd.は決算日を9月30日から3月31日に変更しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

(イ) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(イ) 商品及び製品 総平均法又は個別原価法

(ロ) 仕掛品 総平均法又は個別原価法

(ハ) 原材料 総平均法又は先入先出法

(ニ) 貯蔵品 最終仕入原価法又は先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　：　3年～50年

機械装置　　　　：　2年～10年

その他　　　　　：　1年～15年

ロ．無形固定資産（のれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、顧客関連資産については8年、受注残については1年で均等償却しております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二．のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間（7～10年）にわたり均等償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び一部の国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

一部の国内連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

一部の国内連結子会社は、過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により案分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ．小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

イ．マニファクチャリングサポート事業

業務請負契約

主に製造系企業からの業務請負であり、履行義務は、主として顧客へ物を引き渡した時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断しているため、具体的には、顧客に物を納品した時点で収益を認識しております。

履行義務充足後の通常の支払条件は、概ね1ヵ月以内に決済されており、重要な金融要素はありません。

人材派遣契約

主に製造系企業への人材の派遣であり、履行義務は、契約期間にわたり労働者を供給することであり、当該履行義務は、派遣人員の派遣期間の稼働実績に応じて充足されるものであり、収益は、当該履行義務が充足される期間において、人材派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

履行義務充足後の通常の支払条件は、概ね1ヵ月以内に決済されており、重要な金融要素はありません。

ロ．コンストラクションサポート事業

人材派遣契約

主に建設系企業への技術者の派遣であり、履行義務は、契約期間にわたり労働者を供給することであり、当該履行義務は、派遣人員の派遣期間の稼働実績に応じて充足されるものであり、収益は、当該履行義務が充足される期間において、人材派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

履行義務充足後の通常の支払条件は、概ね1ヵ月以内に決済されており、重要な金融要素はありません。

ハ．ITサポート事業

人材派遣契約

IT技術に特化した人材の派遣であり、履行義務は、契約期間にわたり労働者を供給することであり、当該履行義務は、派遣人員の派遣期間の稼働実績に応じて充足されるものであり、収益は、当該履行義務が充足される期間において、人材派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

履行義務充足後の通常の支払条件は、概ね1ヵ月以内に決済されており、重要な金融要素はありません。

ニ．EMS事業

製造受託契約及び電子部品販売契約

電子機器等の製造受託及び電子部品の販売であり、契約の定めに基づき顧客へ製品を引き渡した時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断しているため、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。

なお、製品の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内取引において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、着荷時に収益を認識しております。

履行義務充足後の通常の支払条件は、概ね3ヵ月以内に決済されており、重要な金融要素はありません。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす会計上の見積りはありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる、当連結会計年度に係る連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、当連結会計年度に係る連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「敷金保証金解約損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた1百万円は、「営業外費用」の「敷金保証金解約損」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
受取手形	39百万円
売掛金	3,720
契約資産	241

- 2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	849百万円	902百万円

- 3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
その他(出資金)	11百万円	6百万円

- 4 その他流動負債に含まれる契約負債の金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
契約負債	8百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
	3百万円	2百万円

- 2 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

セグメント	事業部	場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
マニファクチャリング サポート事業	西日本技術事 業部	大阪市北区	事業所設備	建物附属設備	8

当社グループは、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において上記事業部について、収益性の低下により帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(8百万円)として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスになる見込みとなったため、零として評価しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1百万円	4百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	2	6
組替調整額	-	0
税効果調整前	2	6
税効果額	0	1
退職給付に係る調整額	2	4
その他の包括利益合計	0	0

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	6,058,500	212,500	-	6,271,000
合計	6,058,500	212,500	-	6,271,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 発行済株式総数の増加212,500株は新株予約権の行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	121	20.00	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月10日 取締役会	普通株式	62	10.00	2020年9月30日	2020年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	175	利益剰余金	28.00	2021年3月31日	2021年6月30日

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	6,271,000	70,000	-	6,341,000
合計	6,271,000	70,000	-	6,341,000
自己株式				
普通株式（注）2	-	80,067	-	80,067
合計	-	80,067	-	80,067

（注）1. 発行済株式総数の増加70,000株は新株予約権の行使によるものであります。

2. 自己株式の増加80,067株は東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による増加80,000株及び単元未満株式の買取りによる増加67株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	175	28.00	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	61	10.00	2021年9月30日	2021年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	175	利益剰余金	28.00	2022年3月31日	2022年6月29日

3. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）に関する事項

（単位：株）

（決議）	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数			
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
2018年3月30日開催 取締役会	普通株式	175,000	-	65,000	110,000
2019年3月28日開催 取締役会	普通株式	343,250	-	16,250	327,000

（注）当連結会計年度における減少は、すべて行使及び失効によるものであります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金勘定	4,547百万円	3,700百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	492	552
現金及び現金同等物	4,054	3,148

2 前連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社サザンプラン及び株式会社パートナーを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

(株式会社サザンプラン)

流動資産	287 百万円
固定資産	41
のれん	318
流動負債	98
株式の取得価額	550
現金及び現金同等物	197
差引：取得による支出	352

(株式会社パートナー)

流動資産	671 百万円
固定資産	332
のれん	454
無形資産	136
流動負債	231
固定負債	71
繰延税金負債	41
株式の取得価額	1,250
現金及び現金同等物	393
差引：取得による支出	856

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、マニユファクチャリングサポート事業における車両(車両運搬具)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

重要性が乏しいため注記を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については社債等の直接金融及び銀行借入等の間接金融による方針であります。将来的に外貨建債権債務等の為替変動リスクを回避し、回収時のキャッシュ・フローの安定化を図るためにデリバティブ取引をヘッジ手段として利用することを想定しておりますが、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当連結会計年度においてデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は、顧客を含めた取引先の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(得意先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権に係る信用リスクについて、与信債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに主な信用状況を随時把握する体制を取っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

デリバティブ取引の執行・管理については、決裁権限を定めた社内規程に従って行い、格付けの高い金融機関と取引を行っております。なお、当連結会計年度においてデリバティブ取引は行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,147	1,063	84

(*1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産並びに電子記録債権は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	59

これらについては、上表に含めておりません。

当連結会計年度（2022年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	626	547	79

(*1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産並びに電子記録債権は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	59

これらについては、上表に含めておりません。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,547	-	-	-
受取手形、売掛金及び契約資産	3,736	-	-	-
電子記録債権	559	-	-	-
合計	8,842	-	-	-

当連結会計年度（2022年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,700	-	-	-
受取手形、売掛金及び契約資産	4,001	-	-	-
電子記録債権	608	-	-	-
合計	8,310	-	-	-

2. 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	614	99	99	99	99	133
合計	614	99	99	99	99	133

当連結会計年度（2022年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	120	118	121	120	113	33
合計	120	118	121	120	113	33

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	547	-	547

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

なお、一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	- 百万円	130百万円
勤務費用	42	61
利息費用	0	0
数理計算上の差異の発生額	2	6
退職給付の支払額	-	4
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	76	-
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	8	-
退職給付債務の期末残高	130	194

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	130百万円	194百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	130	194
退職給付に係る負債	130	194
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	130	194

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
勤務費用	42百万円	61百万円
利息費用	0	0
数理計算上の差異の費用処理額	-	0
確定給付制度に係る退職給付費用	43	62

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
数理計算上の差異	2百万円	6百万円
合計	2	6

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
未認識数理計算上の差異	2百万円	9百万円
合計	2	9

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
割引率	0.4～0.5%	0.4%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	255百万円	237百万円
勤務費用	24	23
退職給付の支払額	37	33
新規連結子会社の取得に伴う増加額	71	-
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	76	-
退職給付に係る負債の期末残高	237	228

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
非積立型の退職給付債務	237百万円	228百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	237	228
退職給付に係る負債	237	228
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	237	228

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度24百万円 当連結会計年度23百万円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社取締役 8名 当社使用人 50名 当社子会社取締役 9名 当社子会社使用人 29名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 175,000株	普通株式 343,250株
付与日	2018年3月30日	2019年3月29日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。
対象勤務期間	勤務期間の定めはありま せん。	勤務期間の定めはありま せん。
権利行使期間	自 2020年4月1日 至 2028年3月30日	自 2021年4月1日 至 2028年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年10月16日付株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	343,250
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	343,250
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	175,000	-
権利確定	-	343,250
権利行使	65,000	5,000
失効	-	11,250
未行使残	110,000	327,000

(注) 2019年10月16日付株式分割（普通株式1株につき5株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	264	880
行使時平均株価 (円)	1,167	1,136
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 2019年10月16日付株式分割（普通株式1株につき5株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、付与日における公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算出しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF方式、修正純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 57百万円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 50百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	126百万円	143百万円
長期未払金	75	58
税務上の繰越欠損金(注)2	3	-
賞与引当金	49	57
減価償却超過額	13	10
土地減損損失	9	9
未払事業税	37	15
差入保証金償却	13	16
資産調整勘定	215	165
繰越税額控除	22	16
その他	20	21
繰延税金資産小計	588	513
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	3	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 (注)1	3	81
評価性引当額小計	7	81
繰延税金資産合計	580	432
繰延税金負債		
企業結合により識別された無形資産	39	33
留保利益	1	0
特別償却準備金	7	4
その他	0	-
繰延税金負債合計	49	39
繰延税金資産の純額	531	392

(注)1. 評価性引当額が73百万円増加しております。この増加の内容は、繰延税金資産の回収可能性を判断する際、会社分類を変更したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年3月31日)

税務上の繰越欠損金は重要性が認められないため、繰越期限別の繰越欠損金に係る事項は記載を省略しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	2.3	5.4
留保金課税	1.1	-
控除対象外源泉税	-	2.1
子会社株式取得関連費用	2.9	-
税率変更の影響額	1.5	-
評価性引当額の増減	1.8	11.2
のれん償却額	1.2	4.4
その他	0.7	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.0	54.3

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
マニファクチャリングサポート事業	18,674百万円
情報通信機械器具製造業	5,882
電子部品・デバイス・電子回路製造業	3,792
電気機械器具製造業	2,784
その他	6,215
構築物サポート事業	3,978
ITサポート事業	2,709
EMS事業	4,111
その他(注)	498
顧客との契約から生じる収益	29,971

(注)「その他」の区分は、OA機器の買取・販売事業、障がい者支援事業及び海外事業721百万円、事業間の調整額 222百万円であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,516百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,759
契約資産(期首残高)	220
契約資産(期末残高)	241
契約負債(期首残高)	8
契約負債(期末残高)	8

契約資産は、マニファクチャリングサポート事業における業務請負契約及び人材派遣契約、構築物サポート事業及びITサポート事業における人材派遣契約に係る請求日以後期末日までに充足した履行義務について、顧客に対して未請求となっているものであります。契約資産は、顧客に請求した時点で、売掛金に振り替えられ、概ね1ヵ月で決済されます。

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、8百万円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に評価を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「マニュファクチャリングサポート事業」「コンストラクションサポート事業」「ITサポート事業」「EMS事業」を報告セグメントとしております。

「マニュファクチャリングサポート事業」は製造請負・製造派遣事業、機電系技術者派遣事業及び修理サービス事業、「コンストラクションサポート事業」は建設系技術者派遣事業、「ITサポート事業」はIT技術者派遣事業、「EMS事業」は受託製造事業及び電子部品卸売事業、「その他事業」はOA機器の買取・販売事業、障がい者支援事業、畜産業及び海外事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同様であります。

報告セグメント利益は営業利益ベースの数値であります。

「注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に変更しております。

当該変更による当連結会計年度に係るセグメント情報に与える影響は軽微であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	マニファクチャリングサポート事業	コンストラクションサポート事業	ITサポート事業	EMS事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	17,173	3,647	914	3,110	24,846	431	25,277	-	25,277
セグメント間の内部売上高又は振替高	0	-	-	-	0	199	200	200	-
計	17,174	3,647	914	3,110	24,847	631	25,478	200	25,277
セグメント利益又は損失()	391	181	25	8	607	50	556	116	440
セグメント資産	6,806	1,745	1,694	2,202	12,448	789	13,237	946	12,291
セグメント負債	4,441	579	408	795	6,224	135	6,359	946	5,413
その他の項目									
減価償却費	32	3	0	58	94	10	104	-	104
受取利息	0	0	0	-	0	0	0	-	0
支払利息	4	-	-	0	4	-	4	-	4
持分法投資損失()	0	0	-	-	0	0	1	-	1
特別損失	8	-	-	-	8	-	8	-	8
(減損損失)	(8)	(-)	(-)	(-)	(8)	(-)	(8)	(-)	(8)
持分法適用会社への投資額	8	2	-	0	11	0	11	-	11
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	71	9	0	11	94	3	97	-	97

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、OA機器の買取・販売事業、障がい者支援事業、畜産業及び海外事業を含んでおります。

2. 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額は、セグメント間の債権債務消去額であります。

(2) セグメント負債の調整額は、セグメント間の債権債務消去額であります。

3. セグメント利益又は損失の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	マニファ クチャリン グサポート 事業	コンスト ラクション サポート 事業	I Tサポー ト事業	E M S事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	18,671	3,976	2,709	4,111	29,468	503	29,971	-	29,971
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2	2	0	-	5	217	222	222	-
計	18,674	3,978	2,709	4,111	29,473	721	30,194	222	29,971
セグメント利益 又は損失()	49	154	86	118	408	23	384	-	384
セグメント資産	6,232	1,766	1,658	2,427	12,084	703	12,788	979	11,809
セグメント負債	3,995	535	362	979	5,872	86	5,958	979	4,979
その他の項目									
減価償却費	45	4	1	48	100	1	101	-	101
受取利息	0	2	0	0	4	0	5	4	0
支払利息	6	-	-	0	7	0	7	4	2
持分法投資損 失()	2	0	-	-	3	1	4	0	4
特別損失	6	-	2	0	8	-	8	-	8
(減損損失)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
持分法適用会 社への投資額	0	0	-	-	0	0	0	0	-
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	111	12	0	4	129	0	129	-	129

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、O A機器の買取・販売事業、障がい者支援事業及び海外事業を含んでおります。

2. 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額は、セグメント間の債権債務消去額であります。

(2) セグメント負債の調整額は、セグメント間の債権債務消去額であります。

3. セグメント利益又は損失の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
スカイワークスフィルターソリューションズジャパン株式会社	4,323	マニファクチャリングサポート事業

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
スカイワークスフィルターソリューションズジャパン株式会社	5,121	マニファクチャリングサポート事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	マニファクチャリングサポート事業	コンストラクションサポート事業	ITサポート事業	EMS事業	計				
減損損失	8	-	-	-	8	-	8	-	8

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	マニファクチャリングサポート事業	コンストラクションサポート事業	ITサポート事業	EMS事業	計				
のれん償却額	-	-	15	-	15	34	49	-	49
のれん	-	-	439	-	439	284	724	-	724

(のれんの重要な変動)

「ITサポート事業」セグメントにおいて、株式会社パートナーの株式を取得し、連結の範囲に含めております。なお、当該事項によるのれんの増加額は、当連結会計年度においては454百万円であります。

「その他」の区分において、株式会社サザンプランの株式を取得し、連結の範囲に含めております。なお、当該事項によるのれんの増加額は、当連結会計年度においては318百万円であります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	マニファクチャリングサポート事業	コンストラクションサポート事業	ITサポート事業	EMS事業	計				
のれん償却額	-	-	45	-	45	45	90	-	90
のれん	-	-	393	-	393	239	633	-	633

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

重要な取引等がないため、記載を省略しております。

(3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

重要な取引等がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	小倉秀司	-	-	当社取締役 役会長	(被所有) 直接 44.1	自己株式 の取得 (注)	自己株式 の取得 (注)	124	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2021年8月11日開催の当社取締役会に基づき、自己株式立会外買付取引(T o S T N e T - 3)により取得しており、取引価格は取引前日の終値によるものであります。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	1,096.79円	1,090.90円
1株当たり当期純利益	125.56円	46.79円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	122.51円	45.50円

- (注) 1. 「注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる、当連結会計年度に係る1株当たり情報に与える影響は軽微であります。
2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	780	292
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	780	292
普通株式の期中平均株式数(株)	6,216,877	6,243,617
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	154,734	176,576
(うち新株予約権(株))	(154,734)	(176,576)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数70,900個(普通株式354,500株)) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載の通りであります。	-

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度の導入)

当社は、2022年5月20日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)の導入を決議するとともに、本制度に関する議案を2022年6月28日開催の第30回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)において付議し、決議されました。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として導入するものであります。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式及び当社株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、かかる報酬を支給することにつき株主総会において承認を得られることを条件といたします。なお、2018年6月22日開催の当社第26回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は年額3億円以内(使用人兼務取締役の使用人給与と相当分は含まない。)として承認を得ておりますが、本株主総会において、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内として、また、業績連動型株式報酬制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額25百万円以内として設定することにつき、承認を得ております。

2. 譲渡制限付株式報酬制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものといたします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、株式の発行又は自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものといたします。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任する日までの間当社取締役会が定める期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものといたします(以下、「譲渡制限」という。)

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点において下記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合、その他本割当株式の全部を無償で取得することが相当であると取締役会が決定した場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 業績連動型株式報酬制度の内容

(1) 業績連動型株式報酬制度の概要

本制度は、当社が定める中期経営計画に応じた期間（以下、「業績評価期間」という。なお当初の業績評価期間は2022年4月1日から2025年3月31日までの3事業年度とし、当初の業績評価期間終了後も新たに定められる中期経営計画に応じた期間を新たな業績評価期間として、本業績連動型株式報酬制度の継続を予定している。）の業績目標達成度に応じて算定される数の当社普通株式（以下、「当社株式」という。）を、業績評価期間終了後に交付する株式報酬（いわゆるパフォーマンス・シェア・ユニット）制度であります。

株式の交付にあたっては、各対象取締役の役位等に応じて当社取締役会であらかじめ定めた数を基礎として、当社の相対的株価成長率、売上高累計達成率及びEBITDA累計達成率に応じて0%～200%の範囲で調整を行い当社株式を交付するため、業績評価期間終了後に上記数値目標の達成率に応じて対象取締役に対して金銭報酬を支給することとし、当社による株式の発行又は自己株式の処分に際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付することになります。（注1）

なお、当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は各事業年度において20,000株以内といたします。（注2）

（注1）ただし、業績評価期間中に対象取締役が退任又は就任した場合、当社取締役会において定める合理的な方法に基づき、対象取締役又はその相続人等に交付する当社普通株式の数及び交付の時期を調整いたします。また、業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約（分割型分割に限る。）、当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式売渡請求（以下、「組織再編等」という。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、業績評価期間における当該承認の日までの期間に応じて当社取締役会において定める合理的な方法に基づき、対象取締役に対して交付する当社普通株式の数及び交付の時期を調整いたします。

(注2)ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)によって増減した場合は、上限数をその比率に応じて合理的に調整いたします。

(2) 金銭報酬債権額の算定方法

各対象取締役に対して付与されることとなる金銭報酬債権の額については、本制度により対象取締役に対して最終的に交付する株式数(以下、「最終交付株式数」という。)に、業績評価期間終了後2ヶ月以内に開催される当該交付のための株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議(以下、「交付取締役会決議」という。)の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指す。以下、「当社株式終値」という。)を乗じることにより算定いたします。

対象取締役に付与する金銭報酬債権額 = 最終交付株式数 × 当社株式終値

対象取締役の最終交付株式数は、対象取締役の役位ごとに定められる株式報酬基準額(以下、「役位別株式報酬基準額」という。)を業績評価期間開始当初の取締役会で定められた期間における当社普通株式の終値の平均値(ただし、計算の結果1株未満の端数が生じる場合には、これを切り上げるものとする。以下、「基準株価」という。)で除して算出される基準交付株式数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。以下、「基準交付株式数」という。)に、業績目標達成度を乗じた株式数といたします。(注3)(注4)

(注3)いずれの最終交付株式数の計算においても、計算の結果1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものといたします。

(注4)ただし、計算の結果として算出される株式数が各事業年度の上限である20,000株を超える場合には、最終交付株式数は各事業年度の上限に業績評価期間の年数を乗じた株式数といたします。また、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割によって増減した場合は、各取締役の最終交付株式数を、その比率に応じて合理的に調整いたします。具体的には、株式の併合又は株式の分割の場合、調整前の最終交付株式数に、併合・分割の比率を乗じることによって、調整後の最終交付株式数を算出いたします。

(最終交付株式数の算定式)

基準交付株式数 () × 業績目標達成度 ()

() 基準交付株式数

基準交付株式数は以下の式により算出されます。

基準交付株式数 = $\frac{\text{業務執行取締役の役位別株式報酬基準額}}{\text{基準株価}}$

() 業績目標達成度

業績目標達成度は、業績評価期間に係る相対的株価成長率(注5)、中期経営計画の目標に対する売上高累計達成率、及びEBITDA累計達成率の数値に基づいて、当社取締役会において定める方法により0%から200%の範囲で算出されます。

(注5)日経平均株価を用います。

(3) 対象取締役に対する金銭報酬の支給の条件

対象取締役が、正当な理由なく当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任したこと及び一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由(取締役会において定める。)に該当した場合には、対象取締役に対して本制度に基づいて金銭報酬を支給せず、当社株式も交付いたしません。

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は2022年6月28日開催の当社取締役会において、上記の譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下、「本自己株処分」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしました。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2022年7月15日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 20,100株
(3) 処分価額	処分株式1株につき 814円
(4) 処分総額	16,361,400円
(5) 処分予定先	当社の取締役()7名 20,100株 監査等委員である取締役を除く
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく 有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的

「(譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度の導入)1. 本制度の導入目的等」に記載のとおりであります。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2022年6月27日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である814円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
(株)ウイルテック	第3回無担保社債	2019.7.5	98 (68)	30 (30)	0.09	なし	2022.7.5
合計	-	-	98 (68)	30 (30)	-	-	-

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
30	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	614	120	0.27	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	1	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	533	506	0.27	2026年～2027年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	3	-	2025年～2026年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	1,147	631	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	118	121	120	113
リース債務	1	1	0	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	7,074	14,351	22,108	29,971
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	157	349	549	639
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	64	198	296	292
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	10.29	31.73	47.56	46.79

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(円)	10.29	21.47	15.83	0.73

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,944	2,183
売掛金及び契約資産	2,325	2,367
電子記録債権	368	389
商品	8	3
仕掛品	-	1
貯蔵品	0	0
前払費用	167	181
その他	125	330
貸倒引当金	15	17
流動資産合計	5,924	5,440
固定資産		
有形固定資産		
建物	112	107
機械及び装置	0	56
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	6	5
土地	258	258
リース資産	-	4
有形固定資産合計	378	432
無形固定資産		
ソフトウェア	56	101
その他	36	0
無形固定資産合計	93	101
投資その他の資産		
投資有価証券	59	59
関係会社株式	2,426	2,426
出資金	0	0
関係会社出資金	29	29
破産更生債権等	12	-
長期前払費用	2	2
繰延税金資産	140	46
その他	205	145
貸倒引当金	12	-
投資その他の資産合計	2,863	2,709
固定資産合計	3,334	3,243
資産合計	9,259	8,684

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	614	120
リース債務	-	1
未払費用	1,253	1,374
未払法人税等	199	58
預り金	68	72
賞与引当金	49	55
その他	600	709
流動負債合計	2,785	2,392
固定負債		
社債	30	-
長期借入金	1,433	1,406
リース債務	-	3
その他	192	192
固定負債合計	1,655	1,602
負債合計	4,441	3,994
純資産の部		
株主資本		
資本金	126	136
資本剰余金		
資本準備金	153	164
その他資本剰余金	675	675
資本剰余金合計	829	840
利益剰余金		
利益準備金	1	1
その他利益剰余金		
特別償却準備金	3	2
別途積立金	35	35
繰越利益剰余金	3,822	3,797
利益剰余金合計	3,862	3,836
自己株式	-	124
株主資本合計	4,817	4,689
純資産合計	4,817	4,689
負債純資産合計	9,259	8,684

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	1 17,174	1 18,678
売上原価	1 14,797	1 16,587
売上総利益	2,377	2,090
販売費及び一般管理費		
減価償却費	31	41
給与手当	994	1,045
貸倒引当金繰入額	11	-
支払手数料	271	371
その他	1 690	1 594
販売費及び一般管理費合計	2 2,000	2 2,052
営業利益	377	38
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1 107	1 194
助成金収入	523	142
その他	7	6
営業外収益合計	638	344
営業外費用		
支払利息	4	6
敷金保証金解約損	1	1
その他	0	0
営業外費用合計	5	8
経常利益	1,010	374
特別利益		
関係会社清算益	1 10	-
特別利益合計	10	-
特別損失		
固定資産除却損	-	2
関係会社債権放棄損	67	-
減損損失	8	-
和解金	-	3
特別損失合計	76	6
税引前当期純利益	943	367
法人税、住民税及び事業税	284	61
法人税等調整額	24	93
法人税等合計	308	155
当期純利益	634	212

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	98	125	675	801	1	4	35	3,369	3,411
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	28	28		28					-
剰余金の配当				-				183	183
特別償却準備金の取崩				-		1		1	-
当期純利益				-				634	634
自己株式の取得				-					-
当期変動額合計	28	28	-	28	-	1	-	452	451
当期末残高	126	153	675	829	1	3	35	3,822	3,862

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	-	4,310	4,310
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）		56	56
剰余金の配当		183	183
特別償却準備金の取崩		-	-
当期純利益		634	634
自己株式の取得		-	-
当期変動額合計	-	507	507
当期末残高	-	4,817	4,817

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	126	153	675	829	1	3	35	3,822	3,862
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	10	10		10					-
剰余金の配当				-				237	237
特別償却準備金の取崩				-		1		1	-
当期純利益				-				212	212
自己株式の取得				-					-
当期変動額合計	10	10	-	10	-	1	-	24	25
当期末残高	136	164	675	840	1	2	35	3,797	3,836

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	-	4,817	4,817
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）		21	21
剰余金の配当		237	237
特別償却準備金の取崩		-	-
当期純利益		212	212
自己株式の取得	124	124	124
当期変動額合計	124	128	128
当期末残高	124	4,689	4,689

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品 個別原価法

貯蔵品 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 : 3年～31年

構築物 : 10年～15年

機械及び装置 : 2年～10年

車両運搬具 : 2年～6年

工具、器具及び備品 : 3年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度未までに発生していると認められる額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

業務請負契約

主に製造系企業からの業務請負であり、履行義務は、主として顧客へ物を引き渡した時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断しているため、具体的には、顧客に物を納品した時点で収益を認識しております。

履行義務充足後の通常の支払条件は、概ね1ヵ月以内に決済されており、重要な金融要素はありません。

人材派遣契約

主に製造系企業への人材の派遣であり、履行義務は、契約期間にわたり労働者を供給することであり、当該履行義務は、派遣人員の派遣期間の稼働実績に応じて充足されるものであり、収益は、当該履行義務が充足される期間において、人材派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

履行義務充足後の通常の支払条件は、概ね1ヵ月以内に決済されており、重要な金融要素はありません。

(重要な会計上の見積り)

翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす会計上の見積りはありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる、当事業年度に係る財務諸表に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。これによる、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度に係る財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「流動負債」の「1年内償還予定の社債」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「1年内償還予定の社債」に表示していた68百万円は、「流動負債」の「その他」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期金銭債権	27百万円	57百万円
短期金銭債務	21	21
長期金銭債務	900	900

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1百万円	2百万円
その他の営業取引高	474	614
営業取引以外の取引による取引高	116	199

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度37.6%、当事業年度37.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度62.4%、当事業年度62.9%であります。

(有価証券関係)

前事業年度(2021年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は2,426百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2022年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は2,426百万円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
長期未払金	58百万円	58百万円
貸倒引当金(流動)	4	5
貸倒引当金(固定)	3	-
賞与引当金	15	17
関係会社株式評価損	3	3
減価償却超過額	13	10
減損損失	8	8
差入保証金償却額	-	6
未払事業税	25	11
その他	9	3
繰延税金資産小計	142	124
評価性引当額(注)	-	76
繰延税金資産合計	142	47
繰延税金負債		
特別償却準備金	1	1
繰延税金負債合計	1	1
繰延税金資産の純額	140	46

(注) 評価性引当額が76百万円増加しております。この増加の内容は、繰延税金資産の回収可能性を判断する際、会社分類を変更したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
住民税均等割	2.1	6.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.5	16.2
留保金課税	1.4	-
税率変更の影響額	2.0	-
評価性引当額の増減	-	20.9
その他	0.1	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.7	42.3

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項「(重要な会計方針)5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

「1連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	112	5	2	8	107	143
	構築物	-	-	-	-	-	13
	機械及び装置	0	56	-	1	56	11
	車両運搬具	0	-	-	-	0	10
	工具、器具及び備品	6	1	0	2	5	27
	建設仮勘定	-	50	50	-	-	-
	土地	258	-	-	-	258	-
	リース資産	-	5	-	1	4	1
	計	378	120	52	13	432	207
無形 固定資産	ソフトウェア	56	77	0	31	101	110
	その他	36	18	54	0	0	0
	計	93	95	55	31	101	111

- (注) 1. 「機械及び装置」の「当期増加額」は主に守口SCにおける搬送用ロボットの取得によるものであります。
2. 「ソフトウェア」及び「その他」の「当期増加額」は主に基幹システム、経営管理システムの導入及びOffice standardの取得によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(流動)	15	17	15	17
貸倒引当金(固定)	12	-	12	-
賞与引当金	49	55	49	55

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.willtec.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第29期)(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月30日 近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月30日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第30期第1四半期)(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月12日 近畿財務局長に提出

(第30期第2四半期)(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月11日 近畿財務局長に提出

(第30期第3四半期)(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日) 2022年2月10日 近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2021年6月30日 近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2021年8月1日 至 2021年8月31日) 2021年9月1日 近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月29日

株式会社ウイルテック

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 俣野 広行
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイルテックの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルテック及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

マニファクチャリングサポート事業における売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>セグメント情報に記載のとおり、会社及び連結子会社（以下「ウイルテックグループ」という。）のマニファクチャリングサポート事業に係る売上高は18,671百万円であり、連結売上高の62%を占めている。同事業は、株式会社ウイルテックが行っており、主に製造請負事業及び人材派遣事業で構成されている。</p> <p>連結財務諸表注記「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）5.会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、製造請負事業については、製造を請け負った製品を顧客に引渡した時点で売上を認識している。また、人材派遣事業については、派遣人員の派遣期間の稼働実績に応じて売上が認識される。</p> <p>ウイルテックグループは、外部に公表した中期経営計画において売上高の拡大を主要な業績目標の1つとしており、なかでも中核事業であるマニファクチャリングサポート事業の売上高の拡大が重要となっている。また、一部の顧客に対する請求締日が月末でないことを前提に、同事業における製造請負事業については、顧客への製品の引き渡しが未了であるにも関わらず不適切な会計期間に売上が計上されるリスクや、人材派遣事業については、稼働実績と異なる会計期間に不適切な売上が計上されるリスクが存在する。</p> <p>以上から、当監査法人は、製造請負事業及び人材派遣事業に関する売上高の期間帰属の適切性の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、製造請負事業及び人材派遣事業に関する売上高の期間帰属が適切であるか否かを検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 製造請負事業及び人材派遣事業の売上の認識プロセスに関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <p>製造請負事業において、毎月の売上計上額と引渡数量及び契約単価を照合する内部統制</p> <p>人材派遣事業において、毎月の売上計上額と勤怠実績及び契約単価を照合する内部統制</p> <p>(2)適切な期間に売上計上されているか否かの検討 売上が適切な会計期間に認識されているか否かを検討するため、当事業年度の事業所別の計画の達成状況を踏まえて、以下を含む監査手続を実施した。</p> <p>当事業年度の顧客別の各月の請求締日後の売上高の推移から、決算月における重要な変動の有無を確認した。</p> <p>決算月における請求締日後の売上高について、その1日当たり平均売上高が、直近請求締日前の1日当たり平均売上高と整合しているかどうかを確認するとともに、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造請負事業については顧客の受入実績データ、人材派遣事業については顧客が管理する勤怠実績データと照合した。 関連する契約書及び請求書を入手し、請求締日後の売上の代金が、予め定められた条件で請求処理ないし回収がなされているかを確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月29日

株式会社ウイルテック

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 俣野 広行
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイルテックの2021年4月1日から2022年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルテックの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社ウイルテックにおける売上高の期間帰属の適切性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（マニファクチャリングサポート事業における売上高の期間帰属の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。